

赤穂市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画

平成27年3月
赤穂市

はじめに

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に導入された介護保険制度は14年が経過し、なくてはならない制度として定着しています。

しかしながら、団塊の世代の方々が75歳を迎える平成37年(2025年)以降、医療と介護の需要がさらに増加することを見据え、介護保険制度の持続性を確保するため、介護保険法的大幅な見直しが行われました。

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要な課題となっています。

このたび策定しました第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、これまでの計画との連続性を踏まえ、基本理念を引き続き「すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう」と定め、高齢者のニーズに即した保健・福祉施策や介護予防の推進、介護サービスの充実に取り組んでまいります。

市民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、策定委員会において幅広い見地から熱心なご審議をいただいた委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます

平成27年3月

赤穂市長 明 石 元 秀

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと法令等の根拠	2
3	制度改正のポイント	3
4	計画の期間	13
5	計画の策定体制	13

第2章 赤穂市の高齢化の現状と将来像

1	人口構造	14
2	世帯構造	16
3	高齢者の状況	17
4	平成37(2025)年の社会像	33
5	社会環境の変化	35
6	高齢者層の社会参加	36

第3章 計画の理念

1	基本理念	37
2	基本目標	37
3	施策の体系	39

第4章 地域全体で支え合う、心ふれあうまちづくり

1	地域包括ケアシステムの推進	40
2	認知症支援と権利擁護の推進	49
3	医療との連携や住まいの基盤整備	51

第5章 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

- 1 介護予防と生活支援の充実 53
- 2 生きがいづくりや社会参加の促進 74

第6章 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

- 1 介護サービスの充実強化 79
- 2 介護保険事業の適正な運営 90

資料編

- 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱 . . 103
- 第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿 . . 104
- 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会協議経過 . . 105
- 用語説明 106

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

.....

平成27年度、介護保険制度は平成12年度の制度創設から15年目を迎え、団塊の世代が65歳に達する高齢社会の渦中にあり、10年先の平成37年度に、この世代が75歳以上を迎えるとき、できるだけ多くの高齢者が元気でいられるような支援策の確立が命題となっています。

それら課題の解決を図るために、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムの構築に努めることが示されています。地域包括ケアシステムの構築は、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」を推進することが求められています。

本計画においては、地域包括ケアシステムの実現のため、「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えられるよう環境を整え、高齢者が、できるだけ長く、本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていける環境づくりを目指して、第6期赤穂市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。



2 計画の位置付けと法令等の根拠

.....

この計画は、第5期計画で定めた地域包括ケアシステム実現のための方向性を承継しながら、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37（2025）年までの今後10年の間に、段階的に地域包括ケアシステムを構築することを念頭においた計画とします。

そのうえで、第6期計画で目指すべき姿（平成29（2017）年の高齢者介護のあるべき姿）を明らかにしながら、対象者及び関係者の実態と意向を反映するとともに、地域の実情に応じた特色を踏まえ、地域にふさわしいサービス提供体制の実現をめざして策定します。

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく、高齢者保健福祉計画（法律上は、「老人福祉計画」）と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、兵庫県が策定する「介護保険事業支援計画」、「医療費適正化計画」、「地域ケア体制整備構想」、赤穂市が策定する「赤穂市総合計画」、「赤穂市地域福祉計画」などの関連計画の内容を踏まえたものとします。

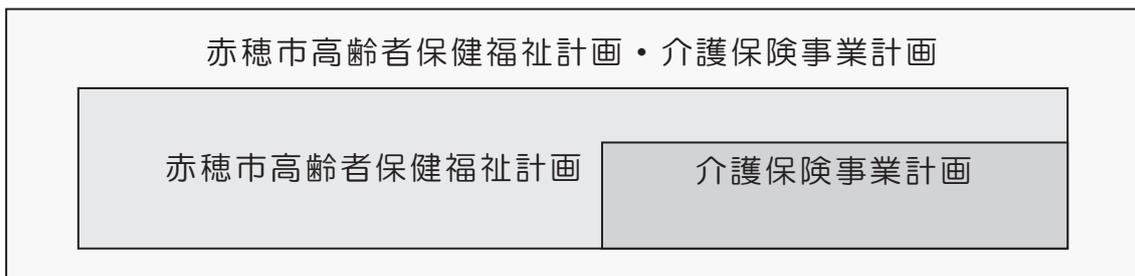
（1）高齢者保健福祉計画

高齢者等の健康づくり、生きがいつくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援等を通して、自立と社会参加を促す高齢者保健・福祉事業全般にわたる供給体制を確保し、総合的なサービス水準の向上を図ります。

（2）介護保険事業計画

地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量を的確に把握し、介護等を要する人が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図】



3 制度改正のポイント

(1) 10年後を見据えた計画の策定

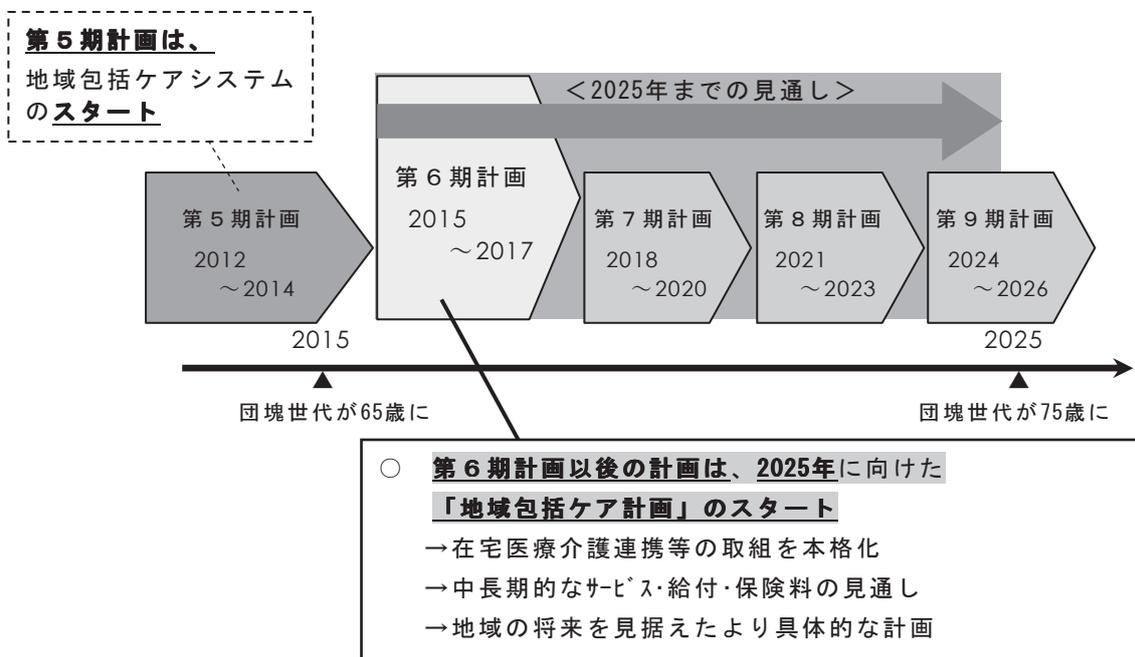
前回の第5期計画の策定においては、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置付けるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートさせました。

今回の第6期計画では、団塊の世代が75歳以上となるのが10年後の平成37（2025）年であることをふまえ、2025年に向けて第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していくものです。

⇒平成37（2025）年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

【2025年を見据えた介護保険事業計画の策定】

～ 第6期計画は「地域包括ケア計画」の始まり ～



(2) 第6期計画のポイント

① 計画のポイント

①2025年のサービス水準等の推計

計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、本計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025(平成37)年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行う。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって方向性を提示する。

その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、小規模多機能型居宅介護などの普及が重要となる。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、生活支援コーディネーターの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めること求められている。

④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など第6期における取組方針と施策を示す。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。

② 基本的な指針の概要～基本事項

1) 地域包括ケアシステムの基本理念

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努める。

介護給付等対象サービスの充実・強化

地域における継続的な支援体制の整備を図る。その際、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえサービスを検討する。

在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で連携を図ることのできる体制を整備する。

介護予防の推進

高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。

日常生活支援を支援する体制の整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備するため、市町村が中心となって事業主体の支援・協働体制の充実・強化を進める。

高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保する。

2) 認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアバスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築する。

3) 2025年を見据えた目標

- ・2025年度までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標とする。
- ・地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に構築。

4) 地域づくり

- ・多様な職種や機関との連携協働による地域包括ネットワークの構築。
- ・市町村を中心として地域の関係者で課題を共有・資源開発・政策形成。
- ・世代を超えて支え合う地域づくりを推進。

5) 人材の確保及び資質の向上

- ・地域包括ケアシステムを支える人材を安定的に確保する取組が重要。
- ・広域的な立場から都道府県は2025年を見据えた総合的な取組を推進。
- ・多様な人材の参入促進、資質の向上、雇用環境の改善を一体的に推進。
- ・市町村においても支え手の育成・養成等を推進。

8) 市町村・都道府県の連携

- ・近隣市町村と連携した地域包括ケアシステムの構築。
- ・都道府県による市町村への支援。
- ・連携した事業者への指導監督等。

利用者の選択

6) 介護サービスの情報の公表

制度の信頼性

7) 介護給付等に要する費用の適正化

(3) 介護保険制度改正の主な内容

国では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため充実と重点化・効率化を一体的に行う制度改正が行われました。

① 地域包括ケアシステムの構築

ア 地域支援事業の充実

医療・介護連携 ・恒久的な制度として位置付け連携強化

関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築され、効率的、効果的できめ細かなサービス提供を実現していく。
関係者との連携や調整を行う等の市町村の役割を明確化する。

認知症施策 ・事後的な対応から「早期・事前的な対応」へ施策の推進

認知症ケアパス^(※1)を導入し、早期診断、早期対応や認知症地域支援推進員^(※2)による相談対応等により認知症でも生活できる地域を実現していく。

地域ケア会議 ・制度化による強化

多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取組が推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現していく。

生活支援 ・基盤整備の推進

生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現していく。

介護予防 ・効果的な取組の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等を活かすことにより、高齢者が生きがい・役割をもって生活できるような地域を実現していく。

※1 認知症ケアパス：認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ

※2 認知症地域支援推進員：市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター

イ 重点化・効率化

◇予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- ・予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が地域の实情に応じた取組ができる地域支援事業に平成29年度末までに移行する。

※財源構成は給付と同じ

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、新しい介護予防日常生活支援総合事業（総合事業）として、平成29年4月までに実施する。

◇特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定

- ・特養への新規入所者を原則、要介護度3以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度者を支える施設としての機能に重点化。

※既入所者は除く（平成27年4月施行）

- ・軽度者（要介護1・2）については、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市の関与の下、特例的に入所を認める。

◇小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

- ・小規模（※1）の通所介護の事業所について、
 - ・地域との連携や運営の透明性を確保するため、地域密着型サービスへ移行
 - ・経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行

※1 小規模：利用定員19人未満

- ・居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から、市町村に権限移譲。（平成30年度施行）

◇有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅）の住所地特例の適用

ウ 地域包括支援センターの機能強化

改正された介護保険法においては、実効性のある見守り活動や相談活動の拠点として地域包括支援センターの機能強化を図る必要があります。

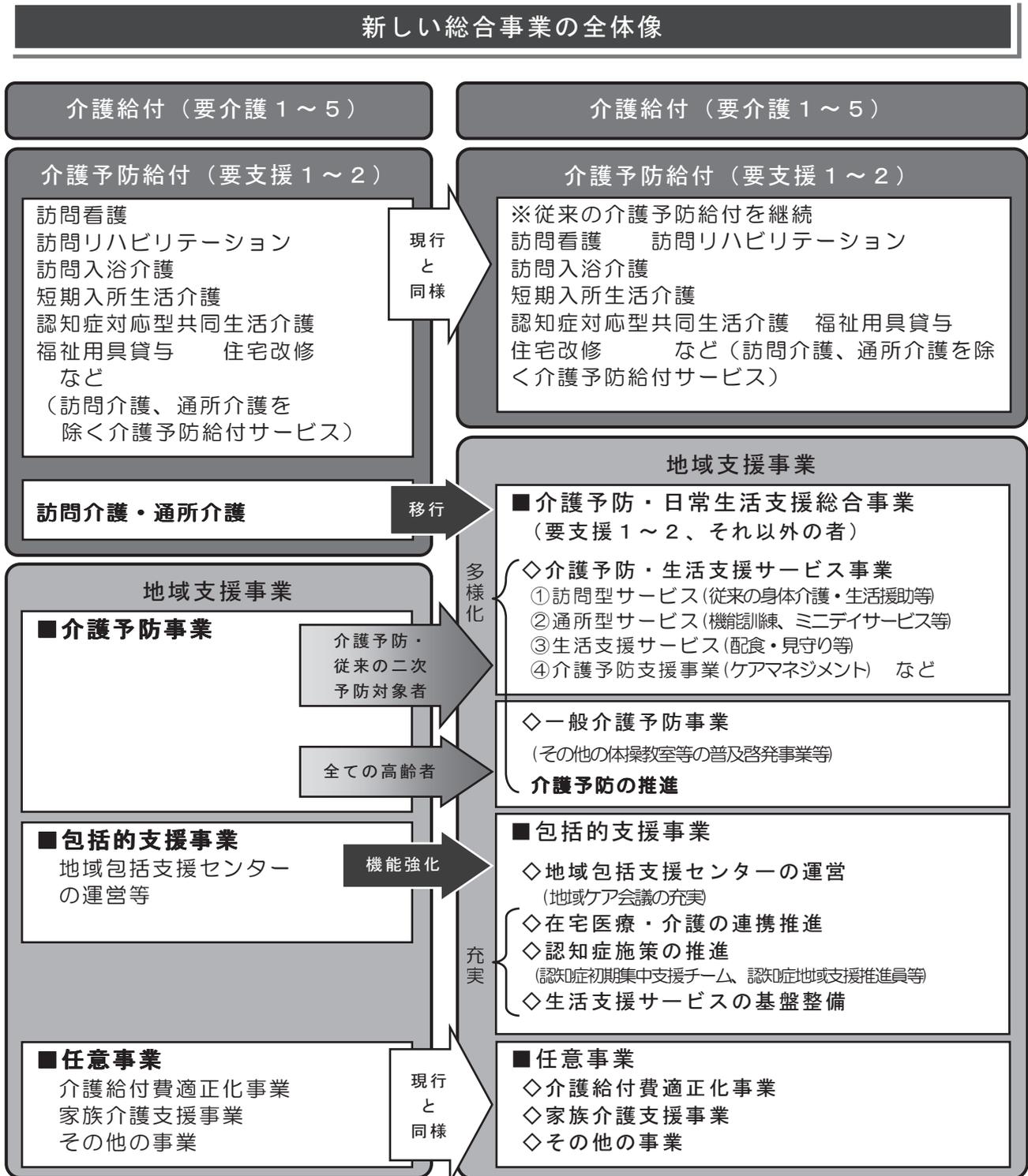
地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46）です。

つまり、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められています。

【新しい総合事業のイメージ（全体像）】

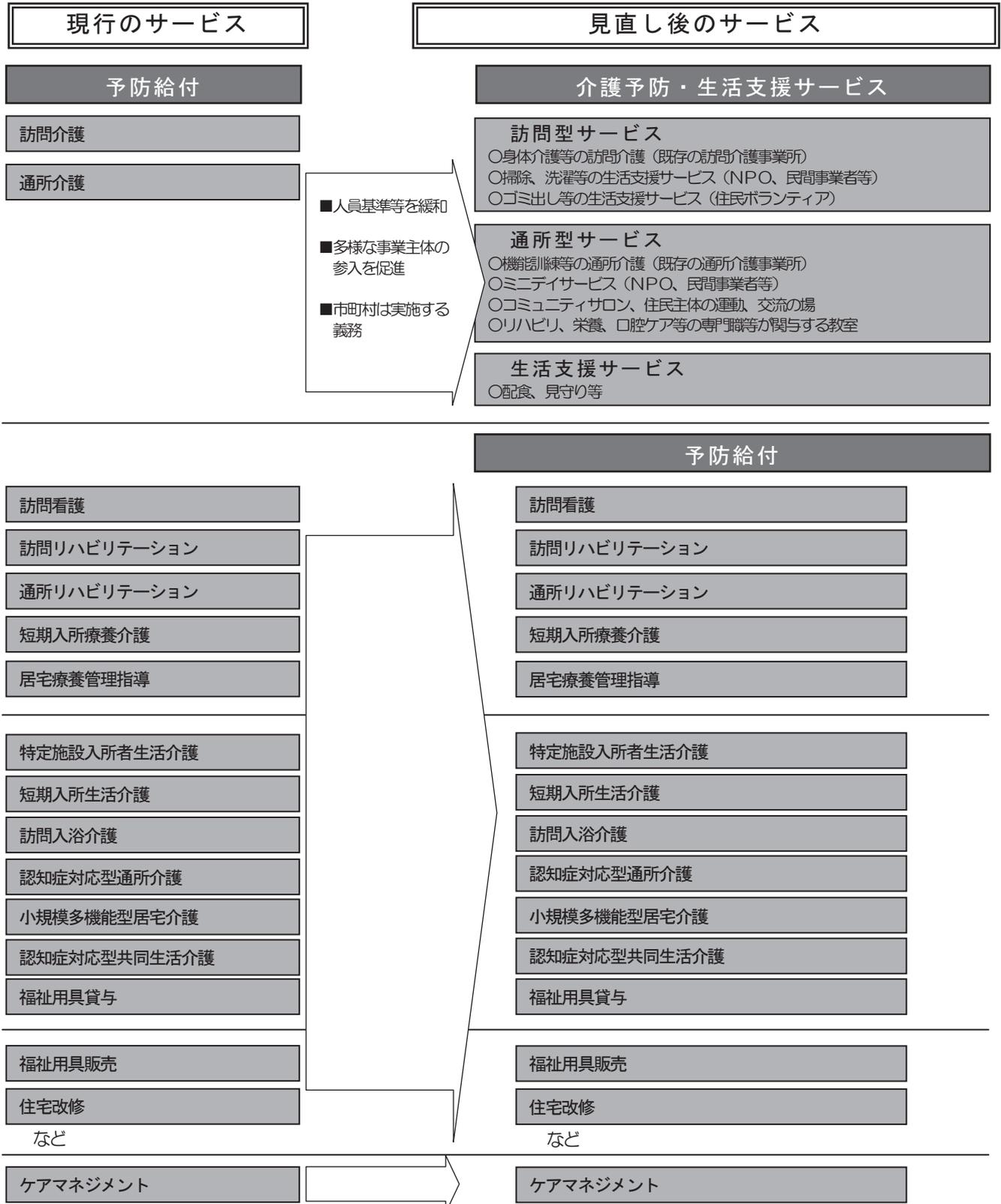
- すべての市町村が平成29年4月までに「総合事業」を開始（総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成）。
 - 訪問介護、通所介護は総合事業のサービスにすべて移行（平成29年度末）
 - 訪問介護、通所介護以外のサービスは予防給付によるサービス利用
- 要支援者はケアマネジメントを行い総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）と予防給付によるサービスを適切に組み合わせつつサービスを利用する。
- 総合事業のみ利用する場合、要支援認定は不要（基本チェックリストで判断）。

新しい総合事業の全体像



【要支援者の介護予防・生活支援サービスの全体イメージ】

- ①見直し後の訪問型サービス、通所型サービスは従来の身体介護・生活介護を行う訪問介護、機能訓練を行う通所介護事業者に加え、人員基準等を緩和し、NPO、民間事業者、ボランティアなど多様な事業主体の参入を促進する。
- ②市町村は介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス）について、事業を実施する義務がある。
- ③生活支援サービスについては、高齢者の「生活支援の担い手」としての社会参加が求められる。
- ④介護予防給付（訪問介護、通所介護を除く。）については、従来どおりの介護予防給付が行われる。



② 介護予防の推進

ア 基本的な考え方

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化防止を目的として行うものです。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。

一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取組（多様な通いの場の創出等）が必ずしも十分ではなかったという課題があります。

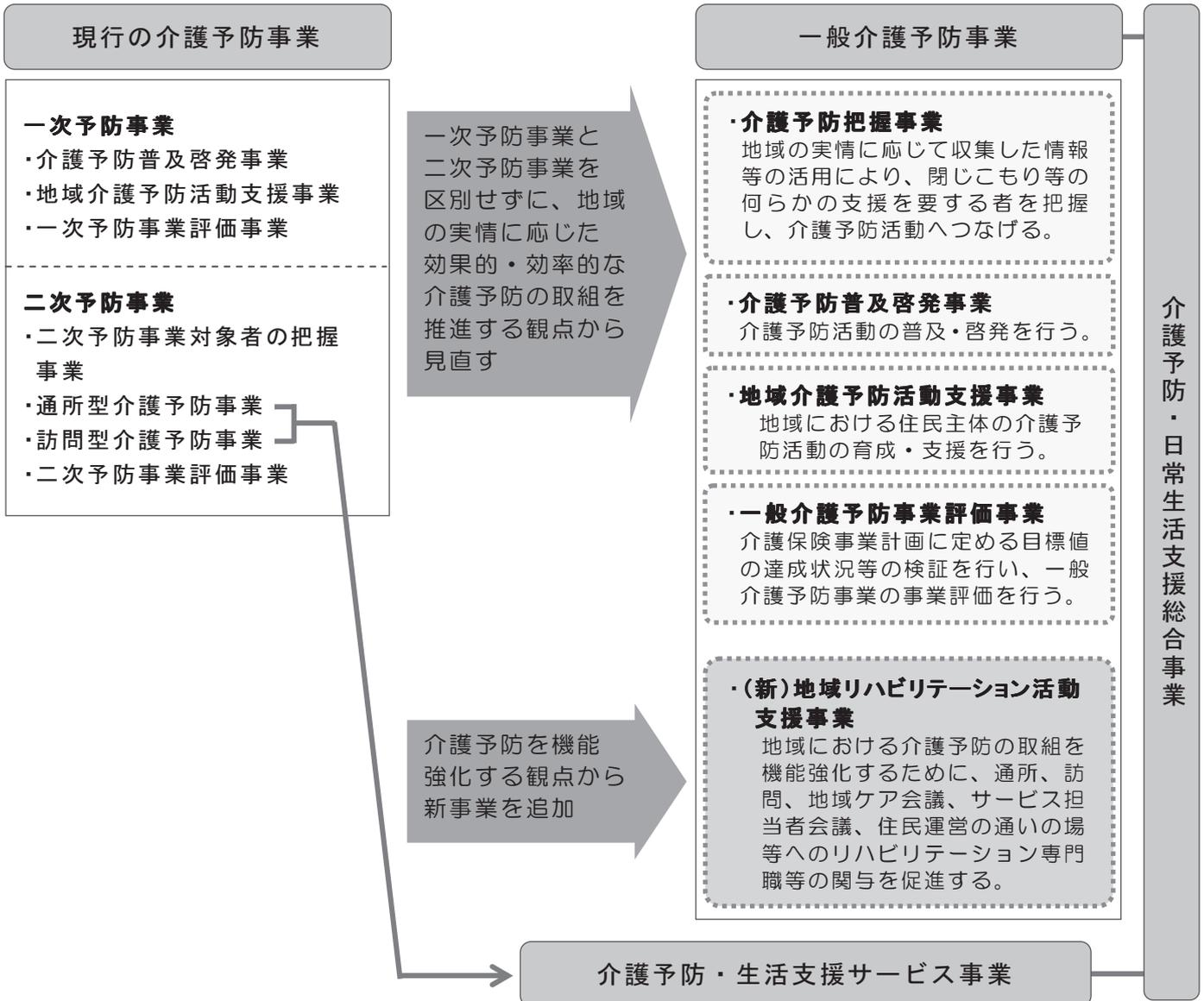
このような現状を踏まえると、これからの介護予防は、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりと出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

イ 介護予防事業の見直しについて

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、介護予防事業を見直します。

【新しい介護予防事業】

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

③ 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充し、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直します。

ア 低所得者の保険料軽減を拡充

◇低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で更なる保険料軽減を行い、その軽減分を公費により補填します。

◇標準段階の見直し

- ・標準段階はこれまでの6段階から、標準で9段階に見直され、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定になります。

イ 重点化・効率化

◇一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ（平成27年8月より）

- ・合計所得金額が一定以上の方は、サービス利用時の負担を1割から2割に引き上げになります（世帯構成により基準額は異なります）。

◇施設と短期入所利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」要件に資産を追加（平成27年8月より）

- ・単身で預貯金が1千万円以上ある方には補足給付は行われません。
- ・配偶者の所得が勘案されます。
- ・非課税年金が勘案されます。（平成28年8月より）

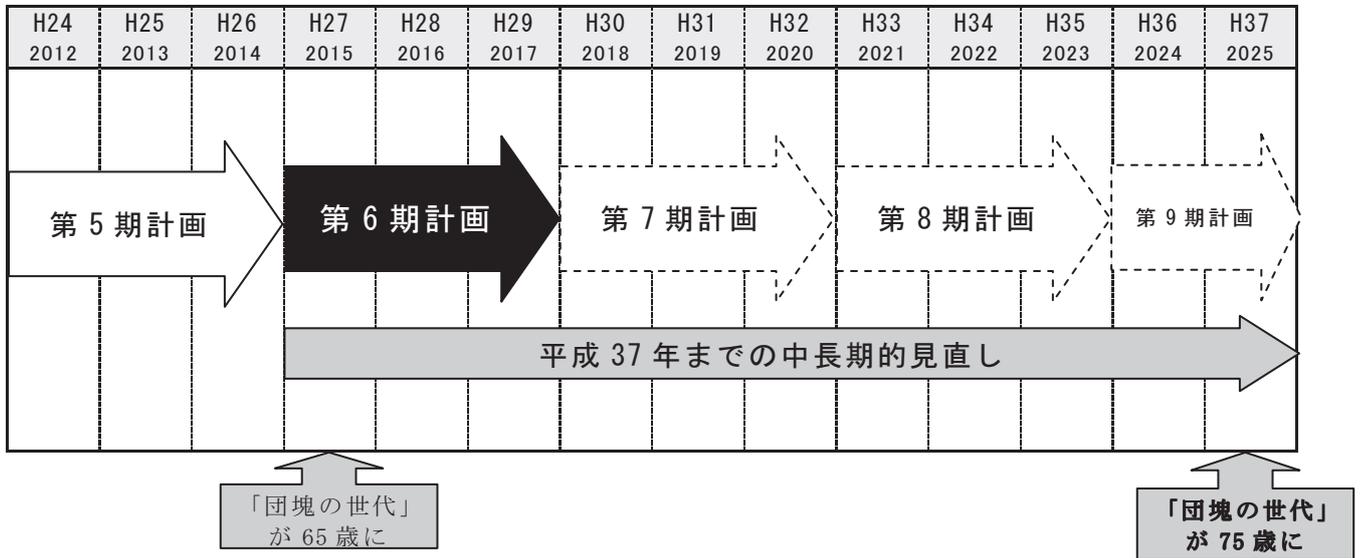
◇高額介護サービス費の見直し（平成27年8月より）

- ・現役並み所得者が同一世帯内にいる場合、高額介護サービス費の限度額が引き上げられます。

4 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

本計画では、平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った施策を盛り込むことが求められています。



5 計画の策定体制

本計画の策定は、赤穂市介護保険等事業計画策定委員会のほか、各種アンケートなど、市民や関係者の参画により策定します。

（1）赤穂市介護保険等事業計画策定委員会の開催

赤穂市介護保険等事業計画策定委員会においては、学識経験を有する者、保険・医療・福祉関係者、介護保険事業者、市民代表等に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

（2）各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、65歳以上の高齢者等に対してアンケート調査を実施し、高齢者の現状について把握しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画は、平成26年12月15日から平成27年1月14日の期間中、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見をお聞きし、期間中5件のご意見・ご要望がありました。

第2章 赤穂市の高齢化の現状と将来像

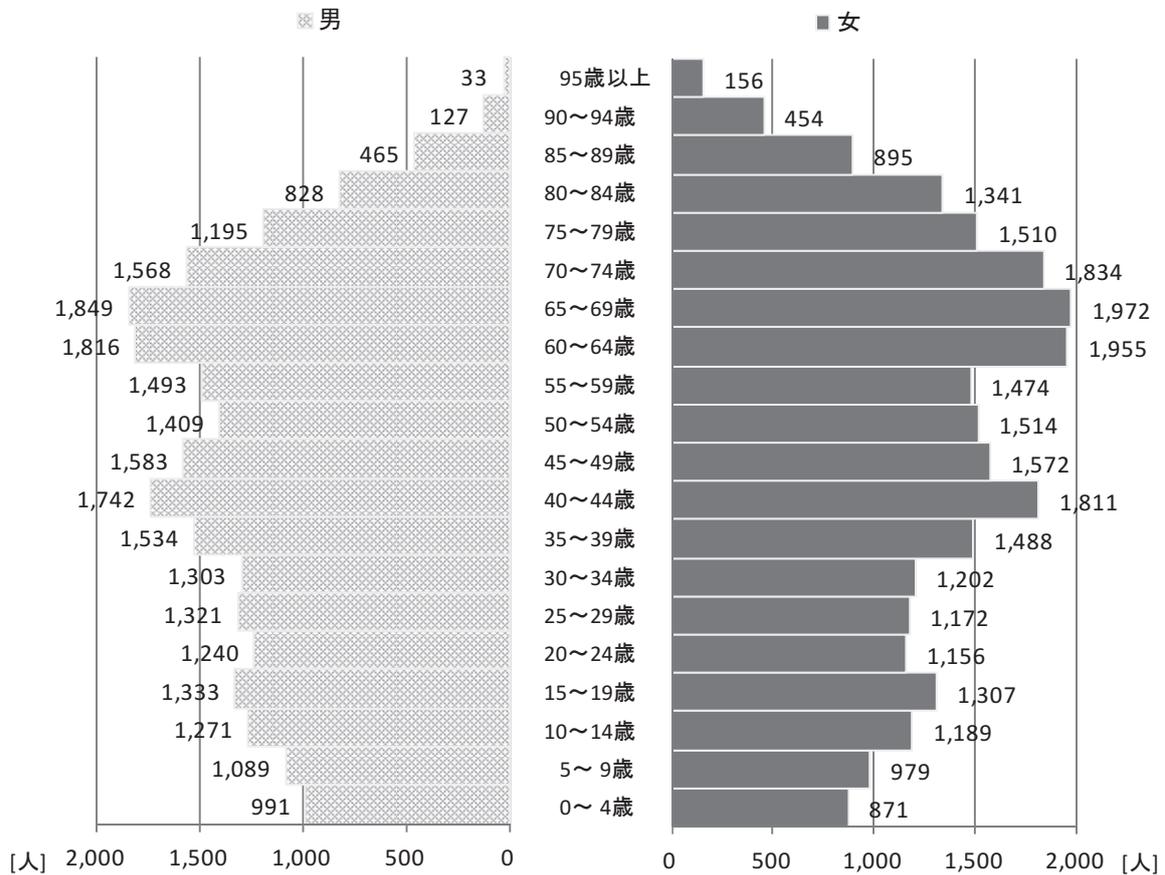
1 人口構造

(1) 現在の人口構造

本市の平成26年9月末時点の人口は、50,042人となっています。

男性、女性ともに60歳代の人口が多いことから、今後、65歳以上の高齢者人口が著しく増加することが予想されます。また14歳以下の人口は少なく、少子高齢化は今後も進行していくものと考えられます。

◆性別年齢5歳階級別人口ピラミッド

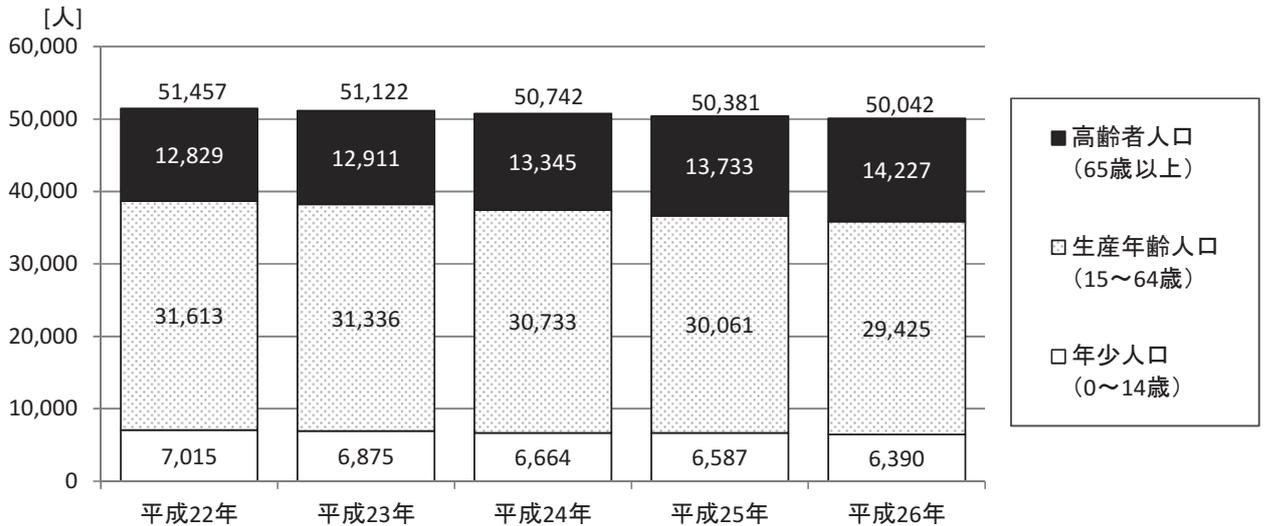


資料：赤穂市住民基本台帳人口（平成26年9月末現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市における年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成26年に14,227人となっています。これにともない年齢3区分人口構成比も同様の傾向がみられ、高齢者人口割合は平成26年9月末時点で28.4%となっています。

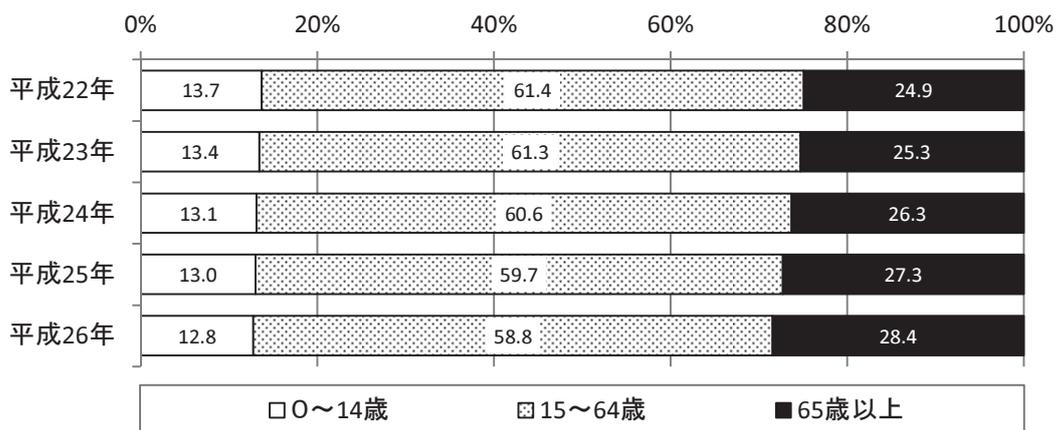
◆年齢3区分別人口の推移



資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）

※平成23年以前は外国人含む

◆年齢3区分別人口構成比の推移



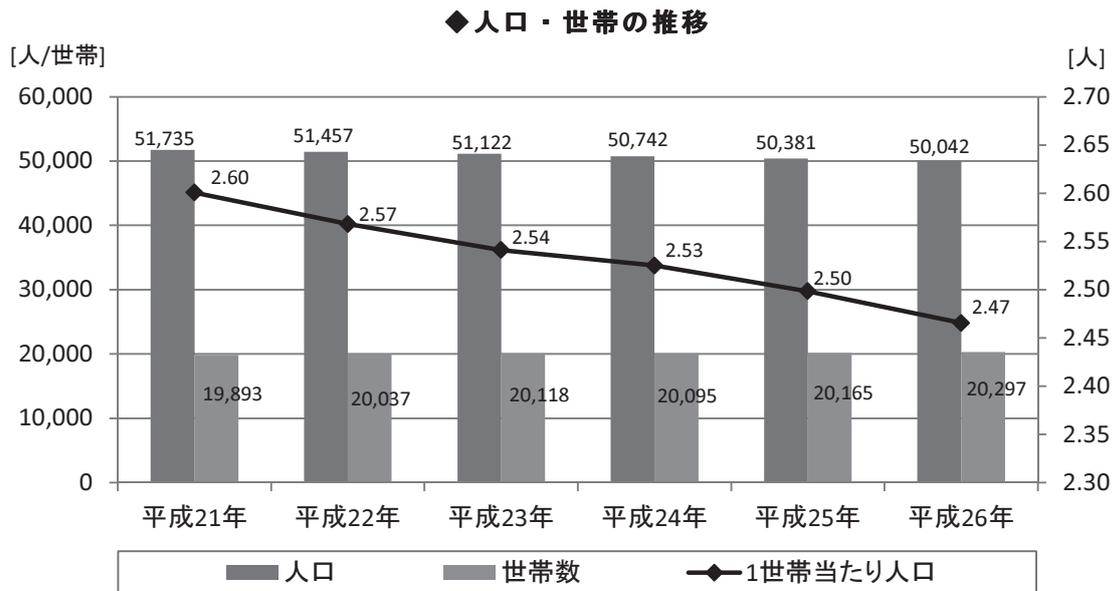
資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）

※平成23年以前は外国人含む

2 世帯構造

世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たり人数は減少傾向で推移しています。

国勢調査による65歳以上高齢者のいる世帯では、親族人員が2人の世帯が最も多く、次いで親族人員が1人の世帯が多くなっています。



資料：赤穂市住民基本台帳（各年9月末現在）
 ※平成23年以前は外国人含む

◆65歳以上の親族のいる一般世帯

区分	親族	親族人員 が1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人 以上
65歳以上の親族の いる一般世帯(世帯)	8,357	1,828	3,335	1,395	742	515	365	177
世帯人員 (人)	18,786	4,632	5,579	3,646	3,033	1,210	468	218

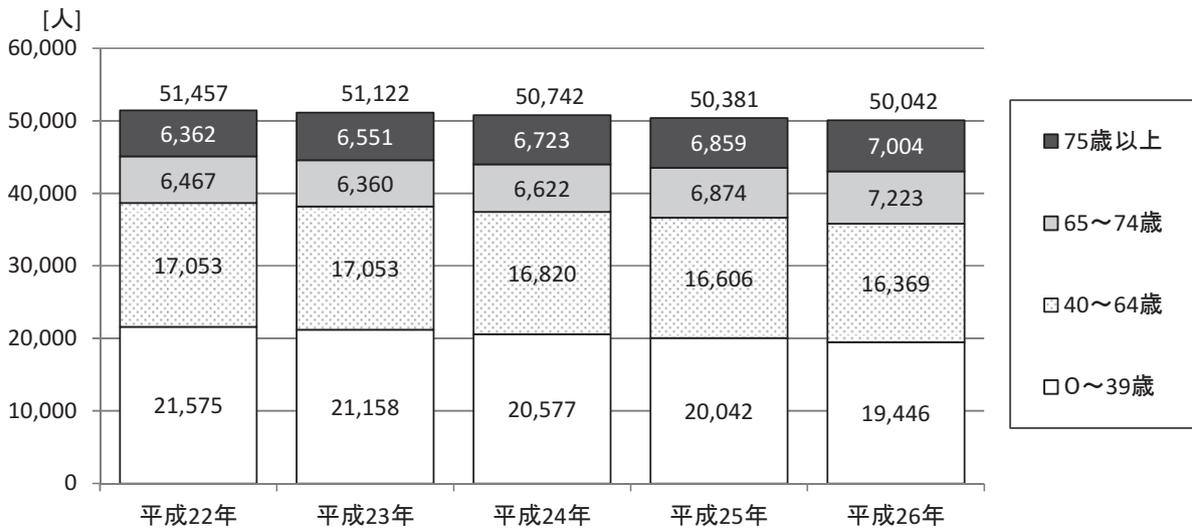
資料：平成22年国勢調査

3 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

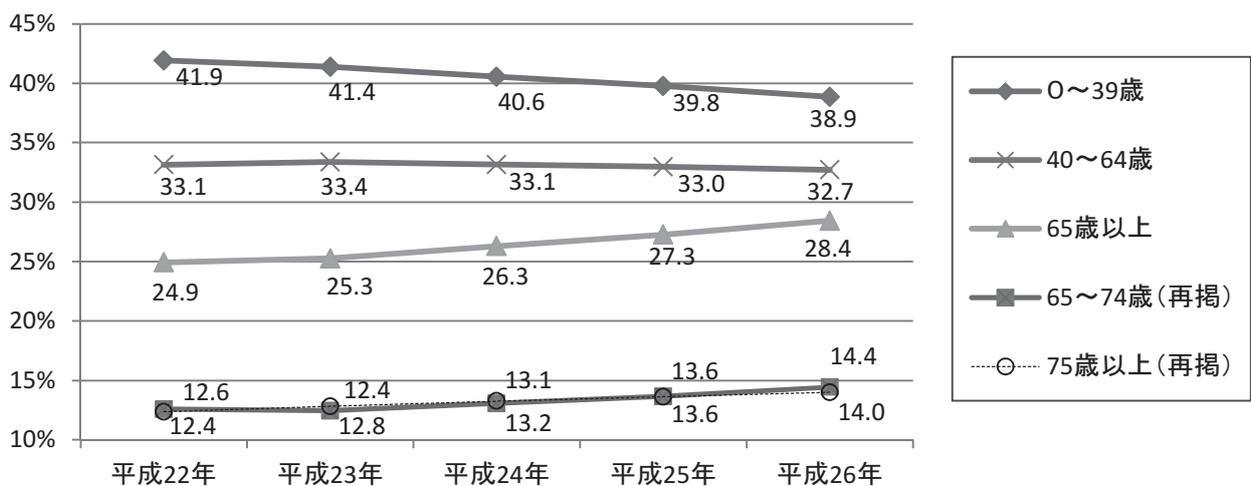
本市の65歳以上の人口は増加傾向で推移しています。前期高齢者（65～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）の内訳でも、ともに増加しています。また、人口総数に対する年齢4区分の割合をみると、65～74歳、75歳以上で上昇傾向にあります。

◆年齢別人口の推移



資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）
※平成23年以前は外国人含む

◆年齢別人口割合の推移



資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）
※平成23年以前は外国人含む

(2) アンケート調査結果から

本市では、本計画策定に向け、高齢者の日常生活の実態等を把握するため、平成 25 年度と、平成 26 年度にアンケート調査を実施しました。

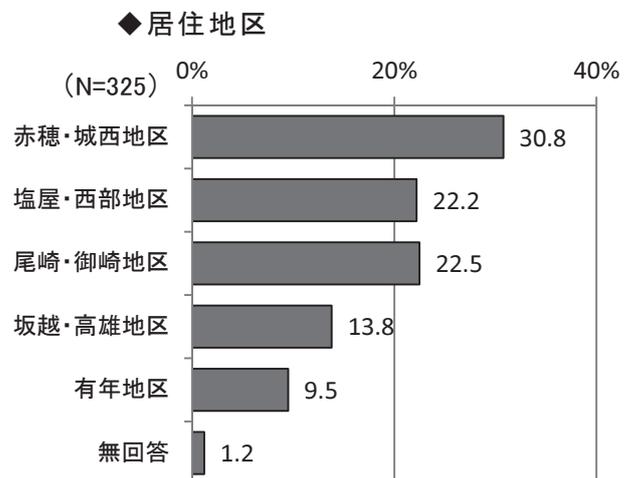
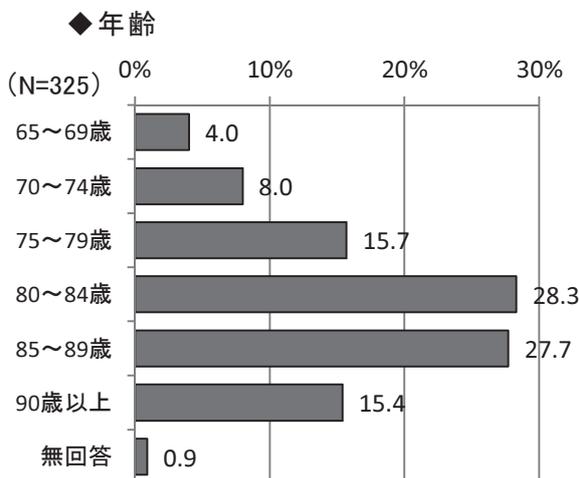
◆実施要領

・調査年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・調査名	二次予防事業対象者把握調査及び日常生活圏域ニーズ調査	介護保険・保健福祉に関するアンケート調査
・調査対象	65 歳以上の一般高齢者 2,500 人（無作為抽出）	65 歳以上の要支援 1 から要介護 2 までの認定者 500 人（無作為抽出）
・調査期間	平成 26 年 1 月 14 日 ～1 月 29 日	平成 26 年 7 月 18 日 ～7 月 31 日
・調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
・回収結果	2,105 件（回収率：84.2%）	325 件（回収率：65.0%）

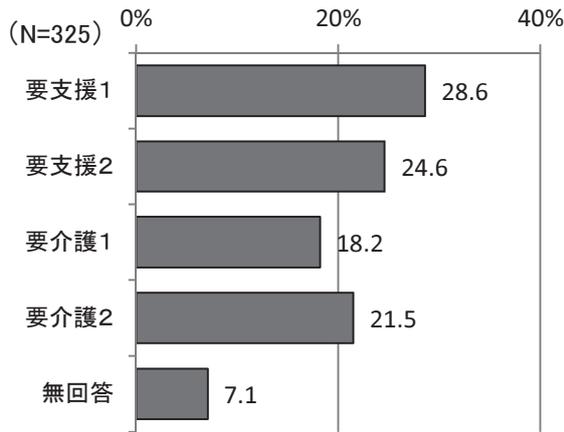
◆報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 図表等の「N 数 (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

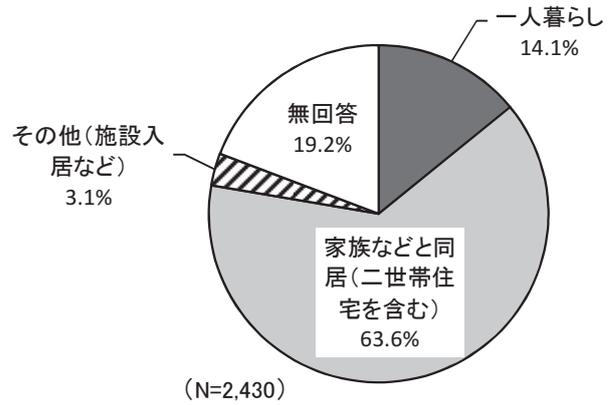
①回答者の属性



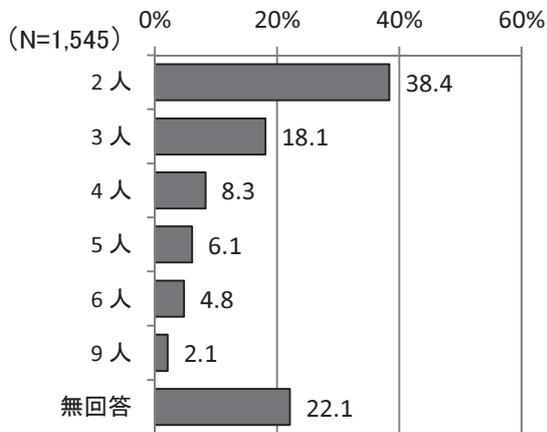
◆要介護度



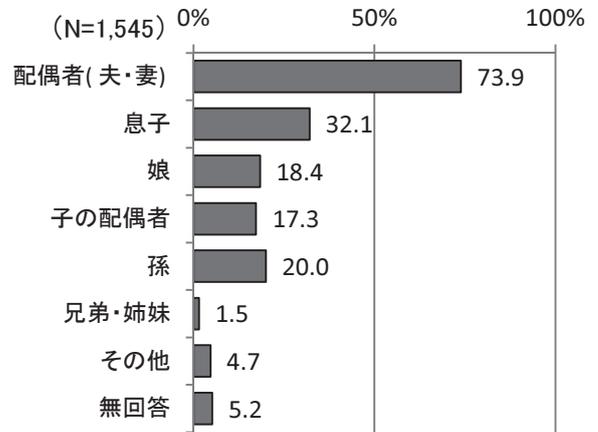
◆家族構成



◆同居人数



◆同居者



回答者の年齢は 80 歳以上の割合が高く、居住地区は赤穂・城西地区が最も高い割合となっています。

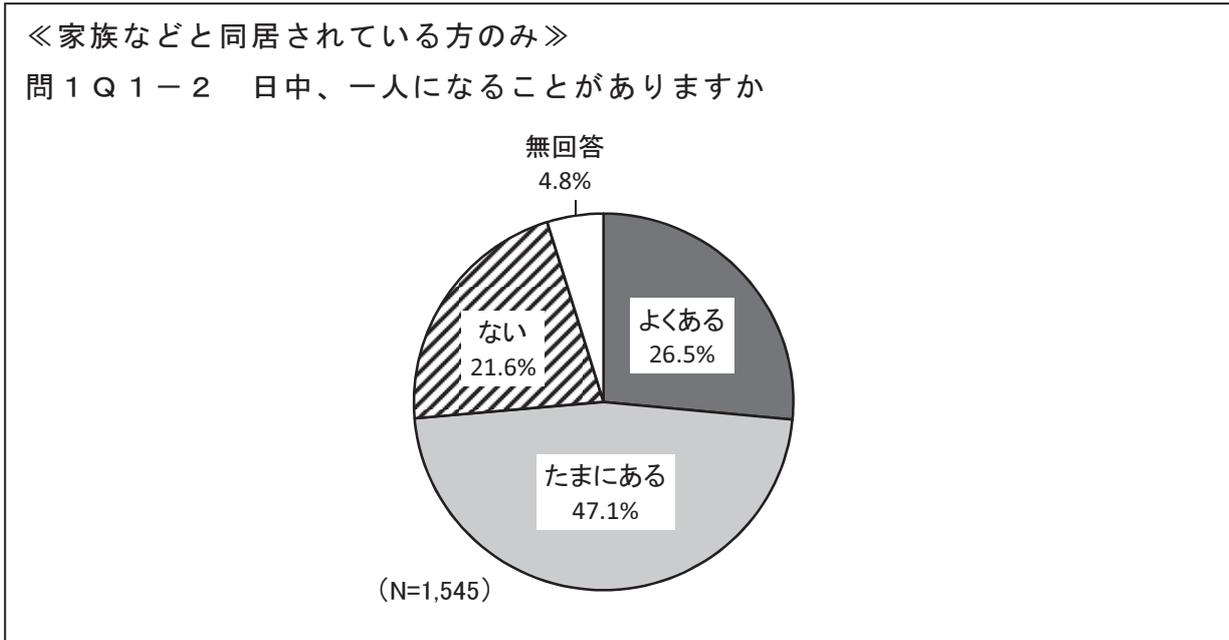
要介護度は「要支援 1」「要支援 2」「要介護 2」「要介護 1」の順に高い割合を示しています。

家族構成は、「一人暮らし」が 14.1%、「家族など同居」が 63.6%、「その他（施設入居など）」が 3.1%、となっています。

同居者の人数は、「2人」(38.4%)が最も高く、次いで、「3人」(18.1%)、「4人」(8.3%)、となっています。

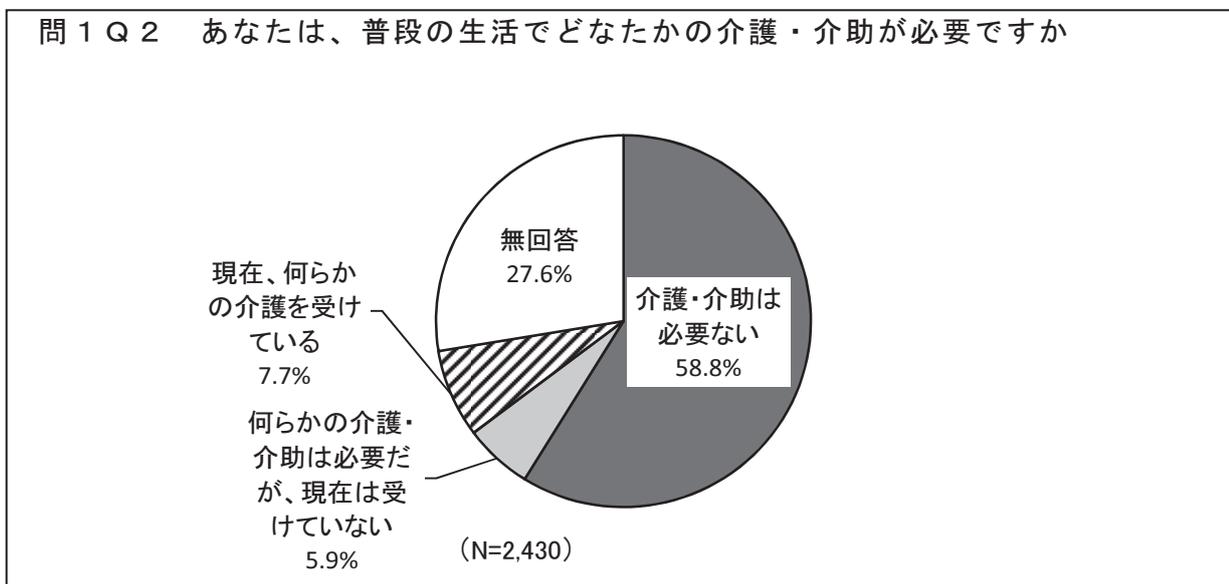
同居者は、「配偶者(夫・妻)」(73.9%)が最も高く、次いで、「息子」(32.1%)、「孫」(20.0%)、となっています。

②日中独居の状況



日中独居の状況は、「よくある」が 26.5%、「たまにある」が 47.1%、「ない」が 21.6%、となっています。

③介護の必要性

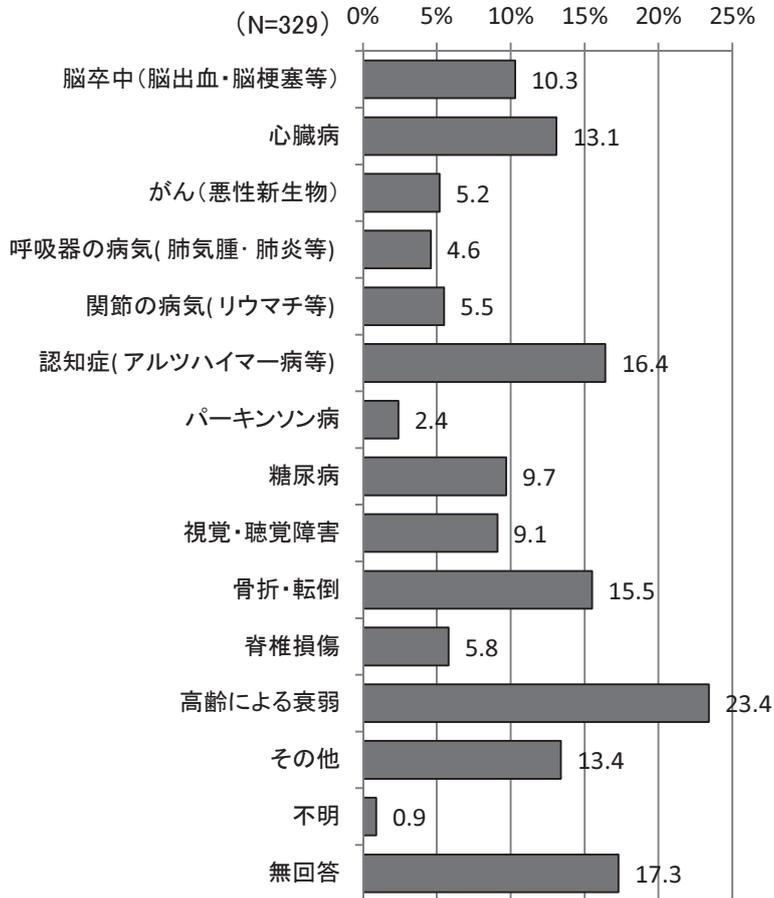


介護の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 58.8%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 5.9%、「現在、何らかの介護を受けている」が 7.7%、となっています。

④介護が必要になった主な原因

《介護・介助が必要な方、受けている方のみ》

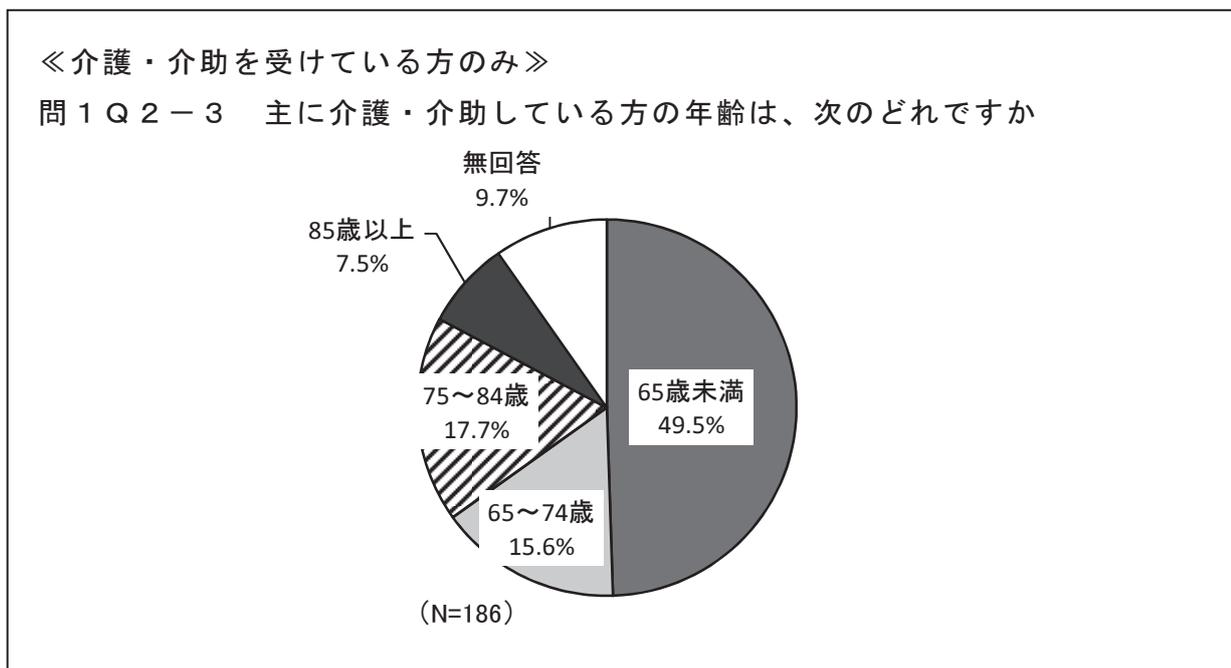
問1 Q2-1 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）



介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」（23.4%）が最も高く、次いで、「認知症」（16.4%）、「骨折・転倒」（15.5%）などとなっています。

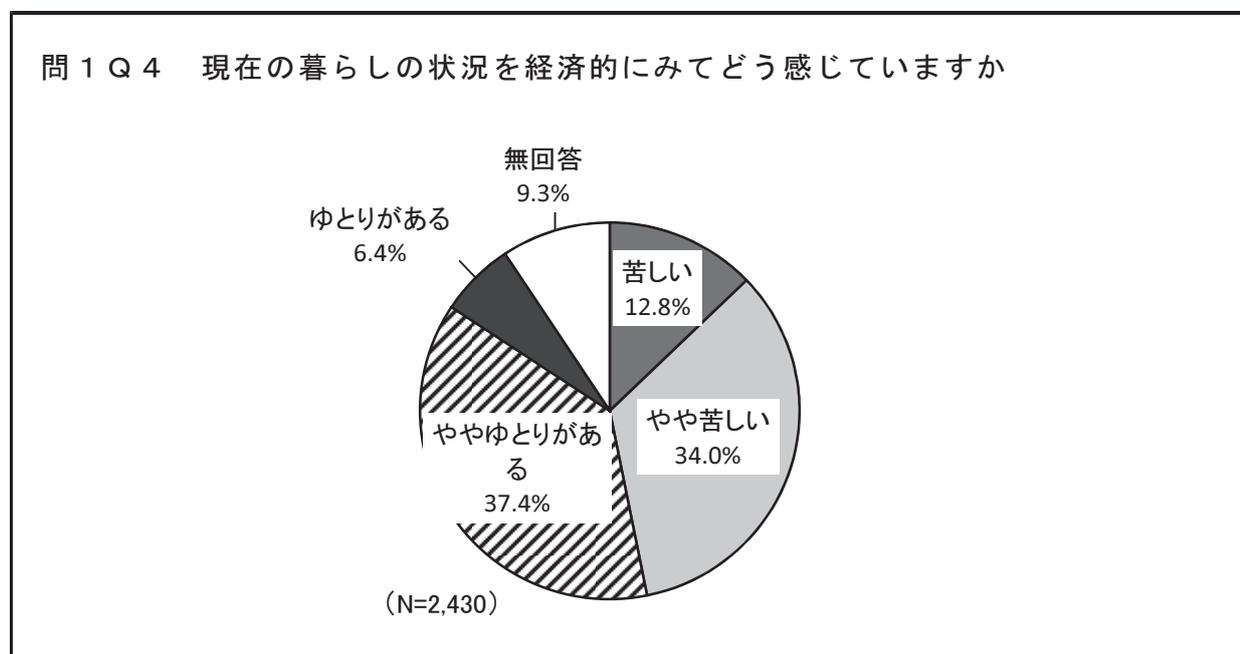


⑤主な介護・介助者の年齢



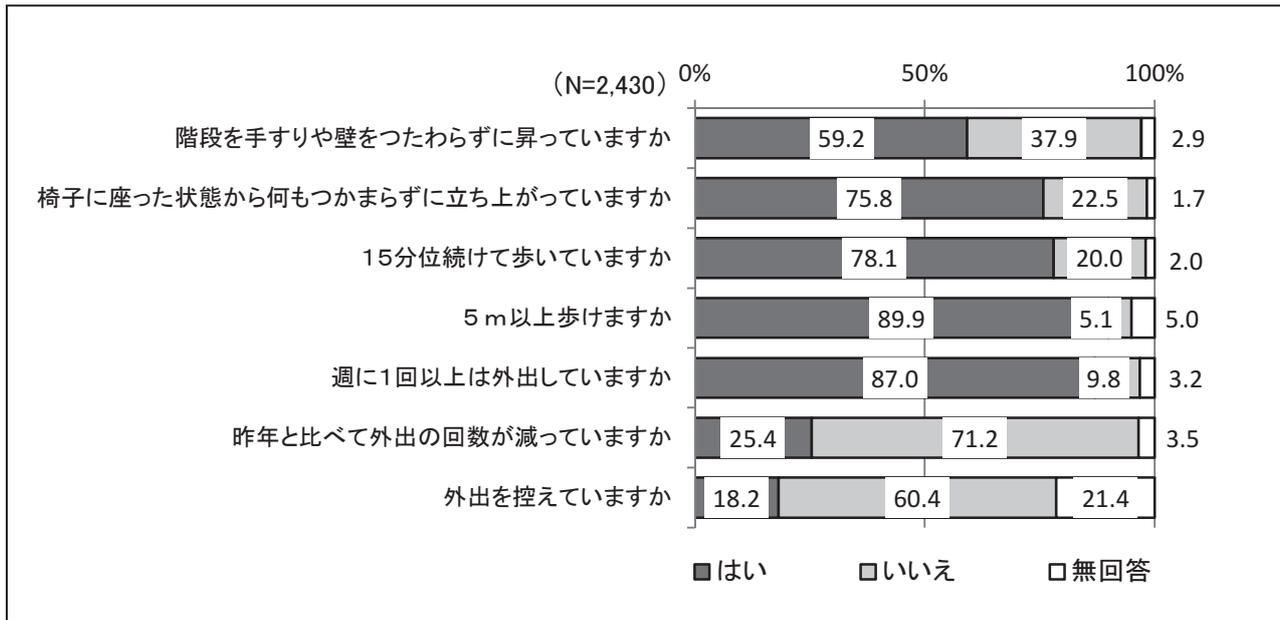
主な介護・介助者の年齢は、「65歳未満」（49.5%）が最も高く、次いで、「75～84歳」（17.7%）、「65～74歳」（15.6%）などとなっています。

⑥経済的な暮らしの状況



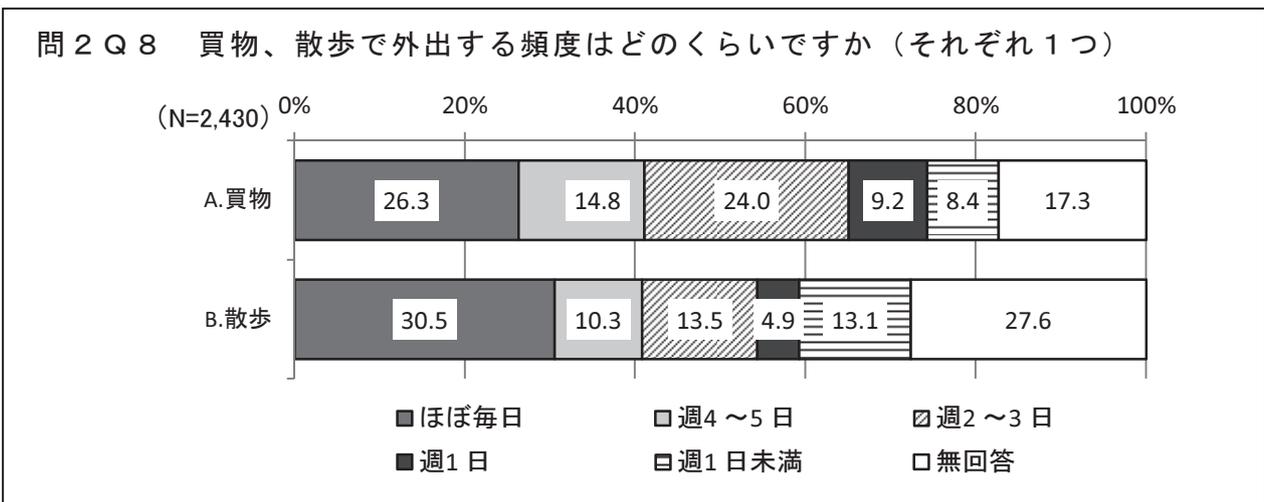
経済的な暮らしの状況は、「苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が 46.8%、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた『ゆとりがある』が 43.8%、となっています。

⑦運動・閉じこもり（問2Q1～Q7）



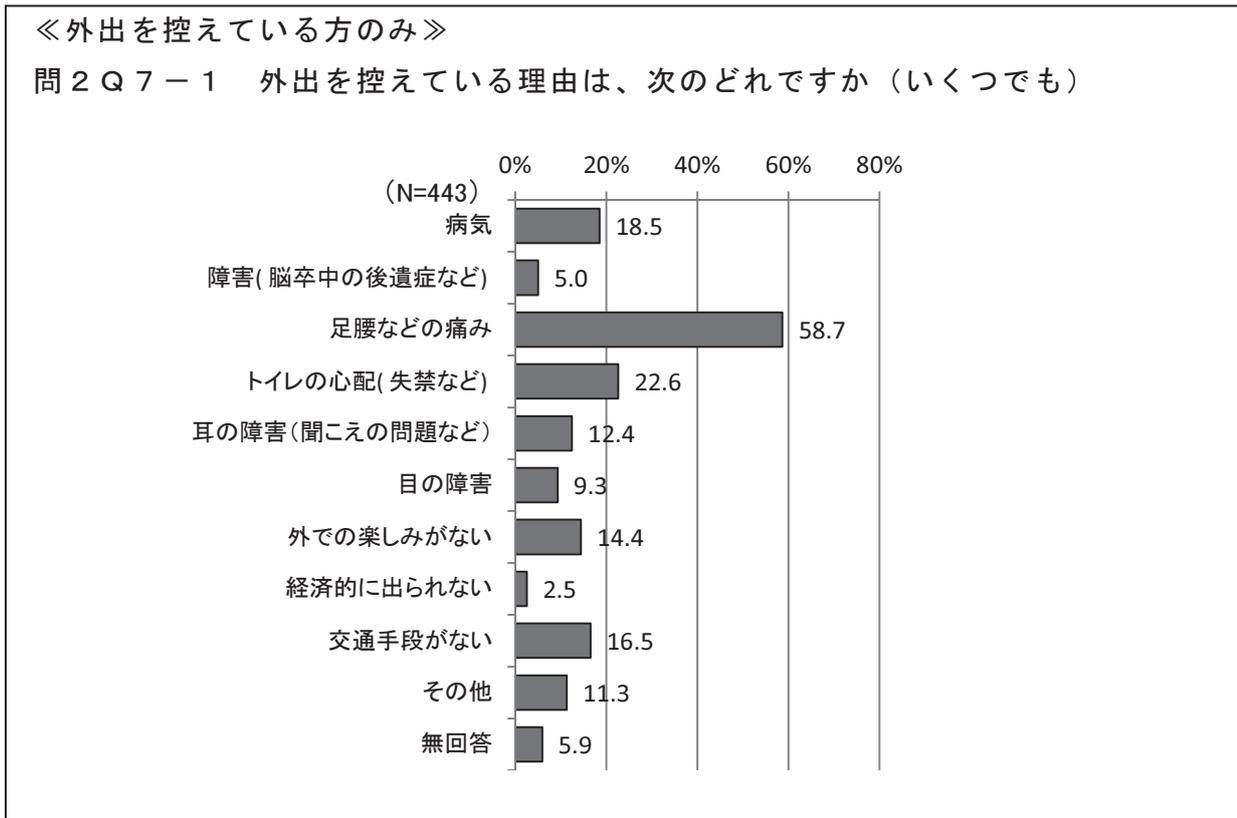
運動・閉じこもりについて、階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかは「いいえ」が37.9%、昨年と比べて外出の回数が減っているかは「はい」が25.4%、椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかは「いいえ」が22.5%、などとなっています。

⑧外出頻度



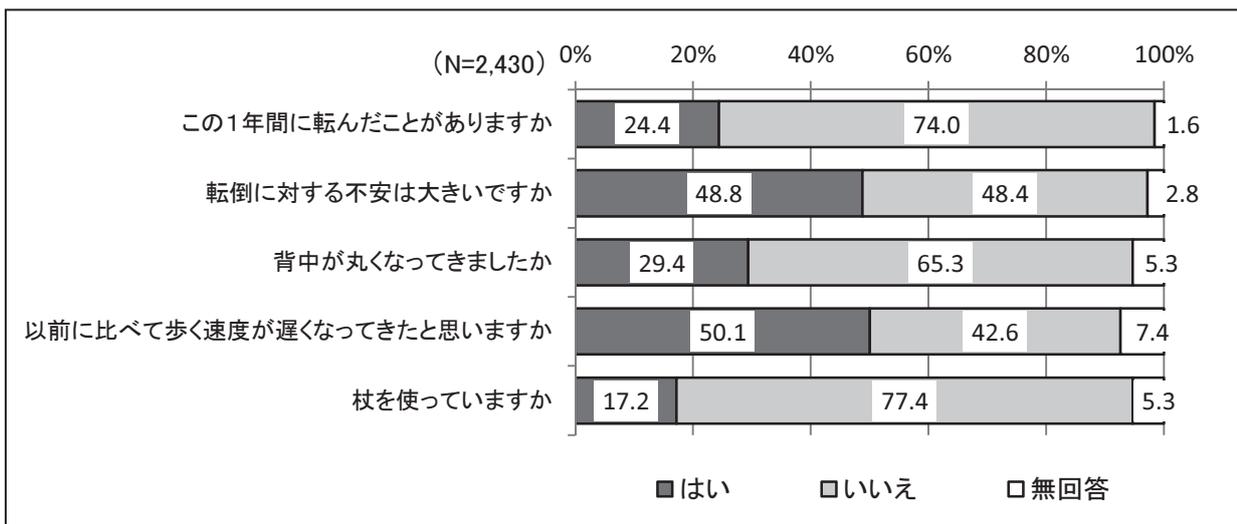
買物で外出する頻度は、「ほぼ毎日」(26.3%)が最も高く、次いで、「週2～3日」(24.0%)、「週4～5日」(14.8%)となっています。散歩で外出する頻度は、「ほぼ毎日」(30.5%)が最も高く、次いで、「週2～3日」(13.5%)、「週1日未満」(13.1%)となっています。

⑧-1) 外出を控えている理由



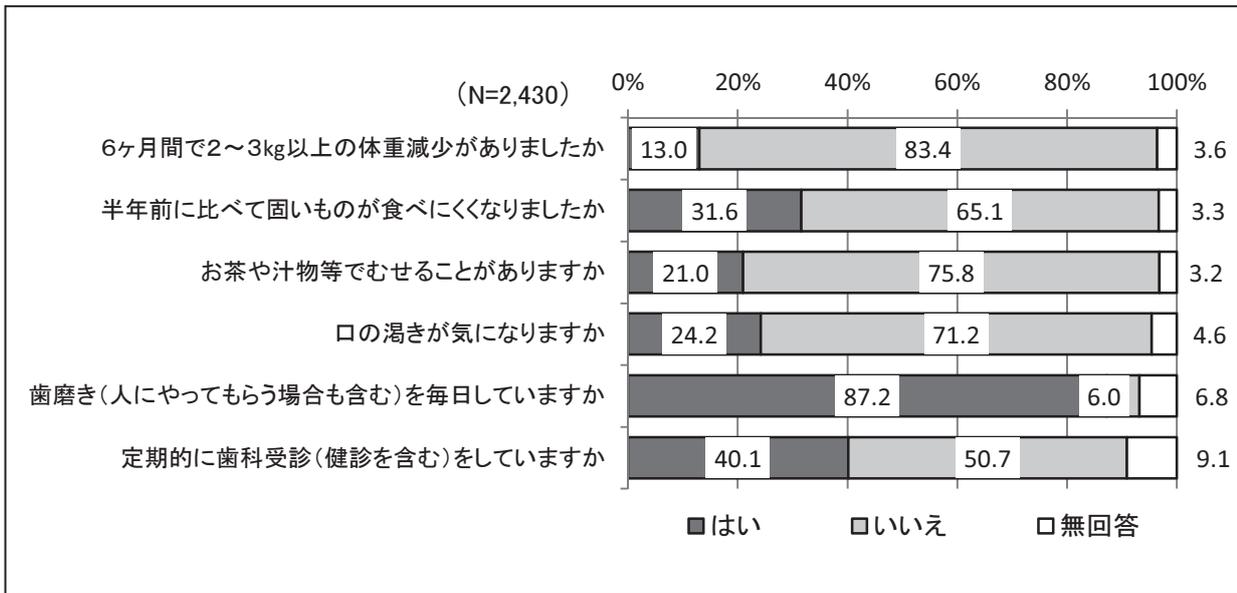
外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」(58.7%)が最も高く、次いで、「トイレの心配(失禁など)」(22.6%)、「病気」(18.5%)などとなっています。

⑨転倒予防（問3Q1～Q5）



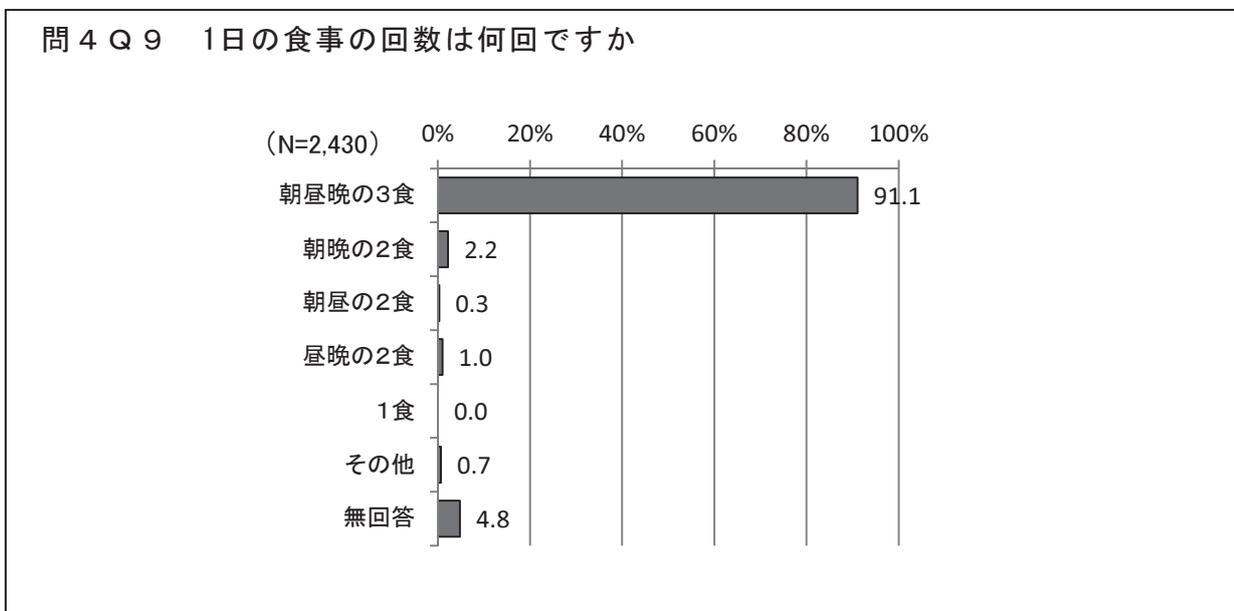
転倒予防について、以前に比べて歩く速度が遅くなってきたかは「はい」が50.1%、転倒に対する不安は大きいかは「はい」が48.8%となっています。

⑩口腔・栄養（問4Q1～Q7）



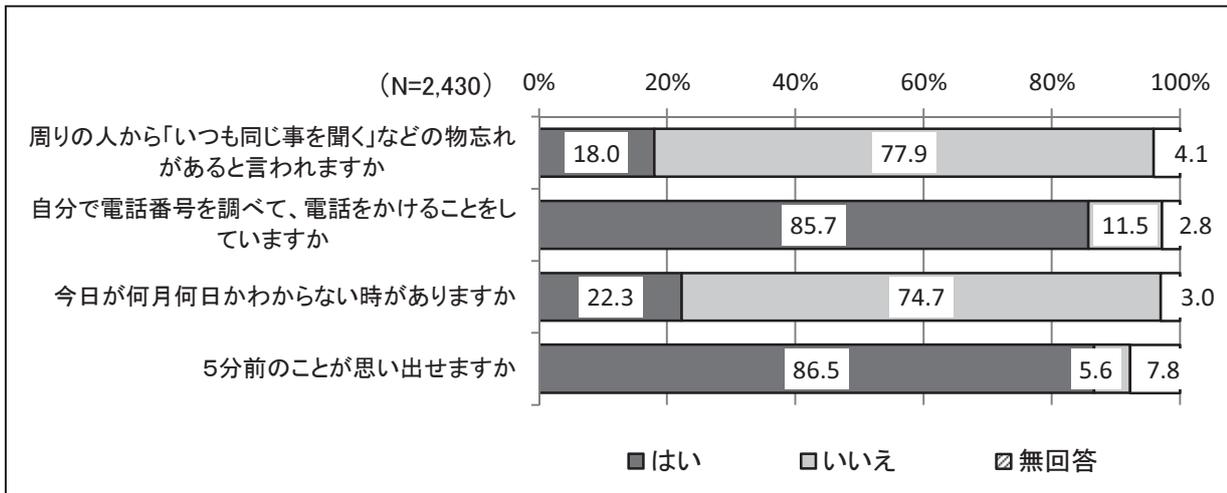
口腔・栄養について、定期的に歯科受診（健診を含む）をしているかは「いいえ」が50.7%、半年前に比べて固いものが食べにくくなったかは「はい」が31.6%、口の渇きが気になるかは「はい」が24.2%、などとなっています。

⑩-1) 1日の食事の回数



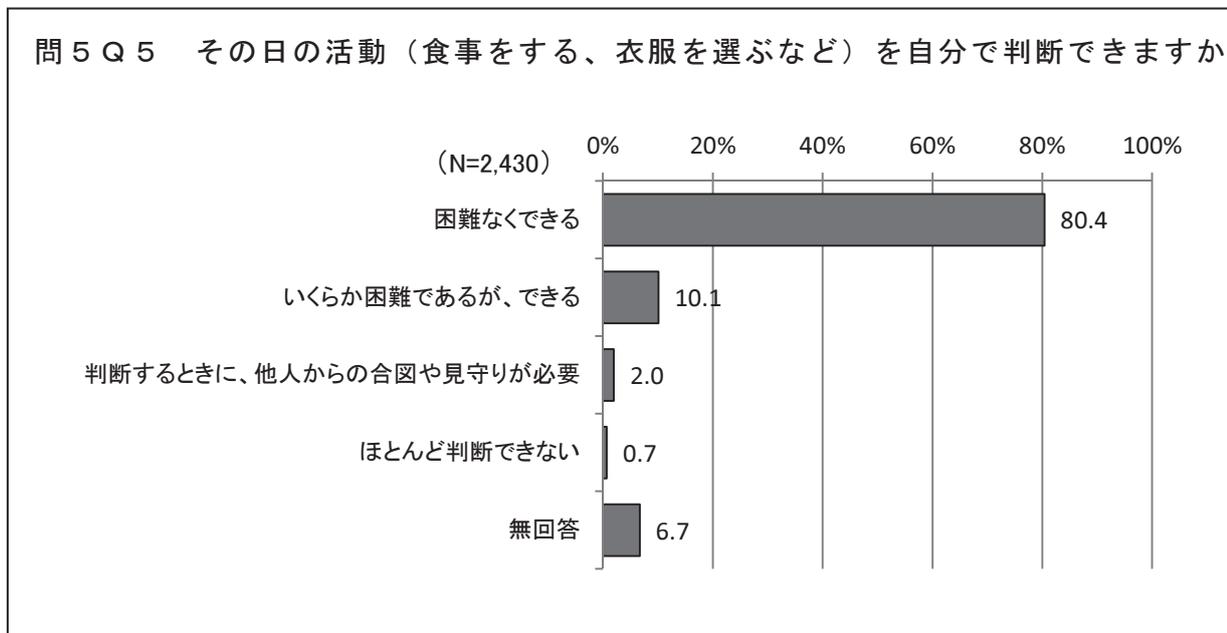
1日の食事の回数は、「朝昼晩の3食」(91.1%)が最も高く、次いで、「朝晩の2食」(2.2%)、「昼晩の2食」(1.0%)となっています。

⑪物忘れ（問5Q1～Q4）



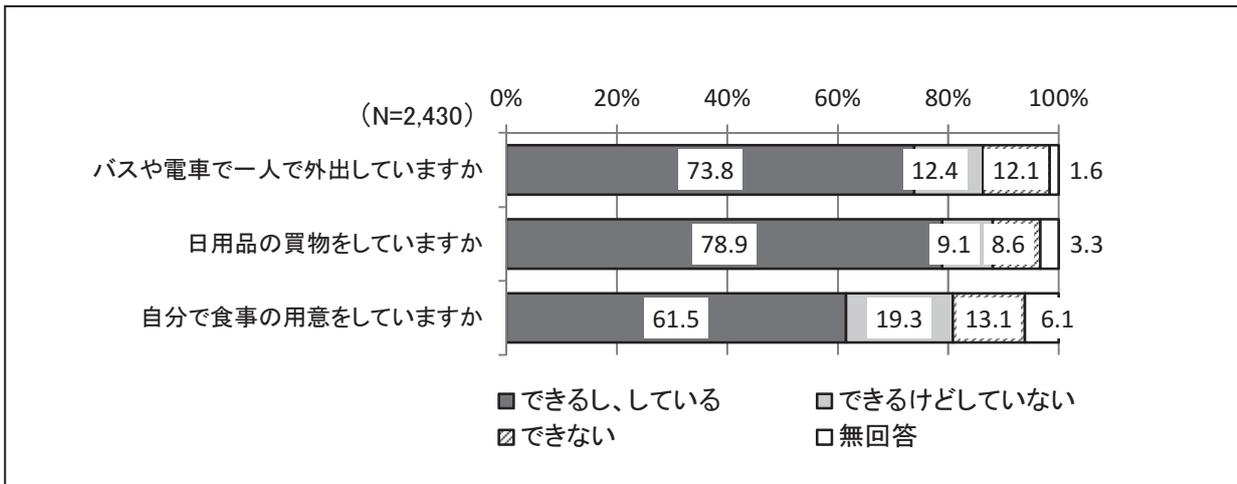
物忘れについて、今日が何月何日かわからない時があるかは「はい」が 22.3%、周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるかは「はい」が 18.0%、自分で電話番号を調べて電話をかけることをしているかは「いいえ」が 11.5%、などとなっています。

⑫日常活動の判断



その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できるかは、「困難なくできる」(80.4%) が最も高く、次いで「いづらか困難であるが、できる」(10.1%)、「判断するときに、他人からの合図や見守りが必要」(2.0%) となっています。

⑬日常生活（問6Q1～Q3）

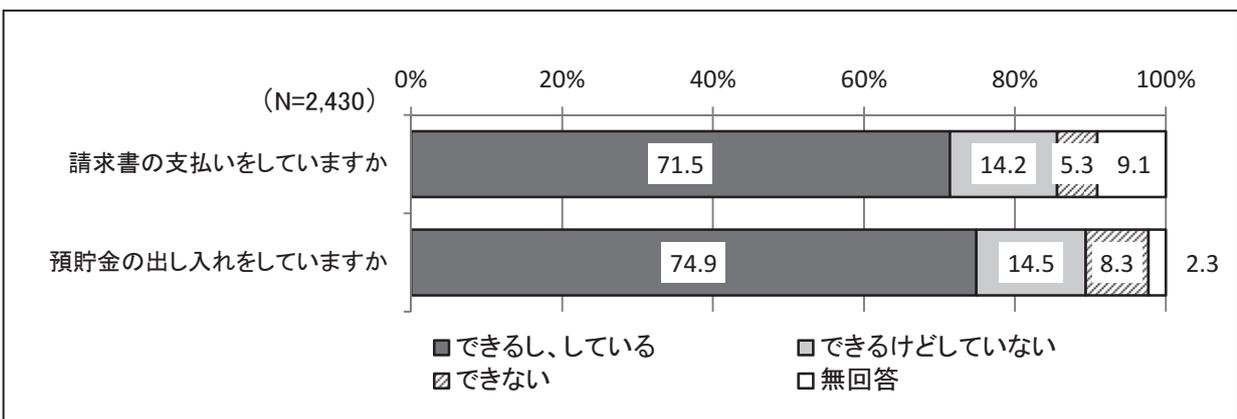


バスや電車で一人で外出しているか（自家用車でも可）は、「できるし、している」が73.8%、「できるけどしていない」が12.4%、「できない」が12.1%となっています。

日用品の買物をしているかは、「できるし、している」が78.9%、「できるけどしていない」が9.1%、「できない」が8.6%となっています。

自分で食事の用意をしているかは、「できるし、している」が61.5%、「できるけどしていない」が19.3%、「できない」が13.1%となっています。

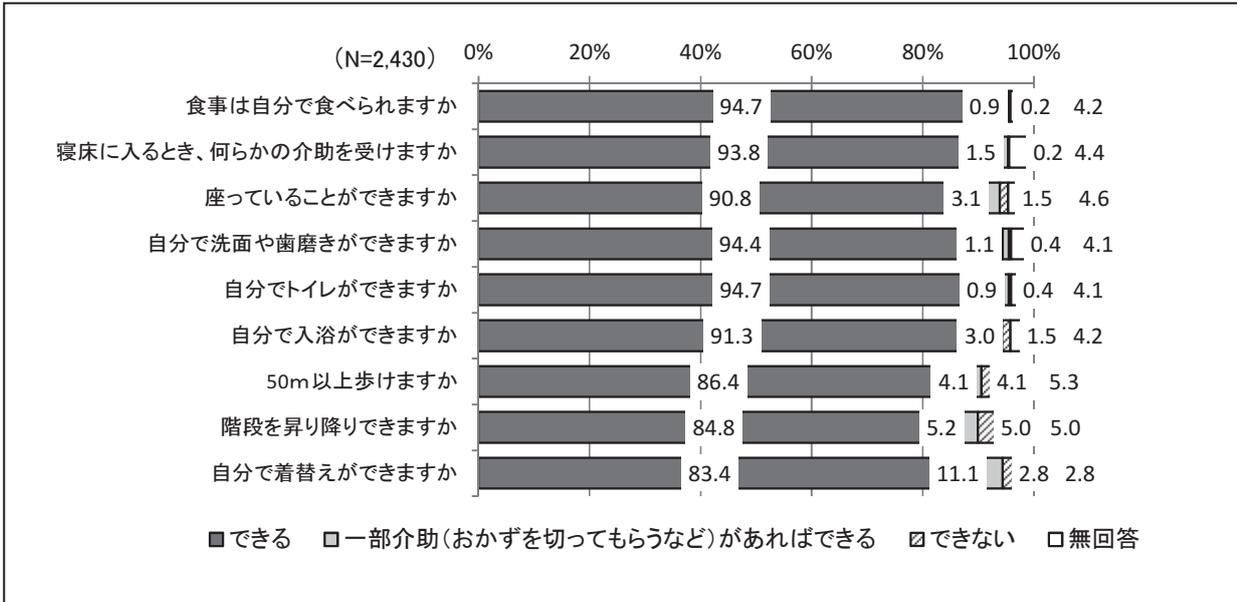
⑭金銭管理（問6Q4、Q5）



請求書の支払いをしているかは、「できるし、している」が71.5%、「できるけどしていない」が14.2%となっています。

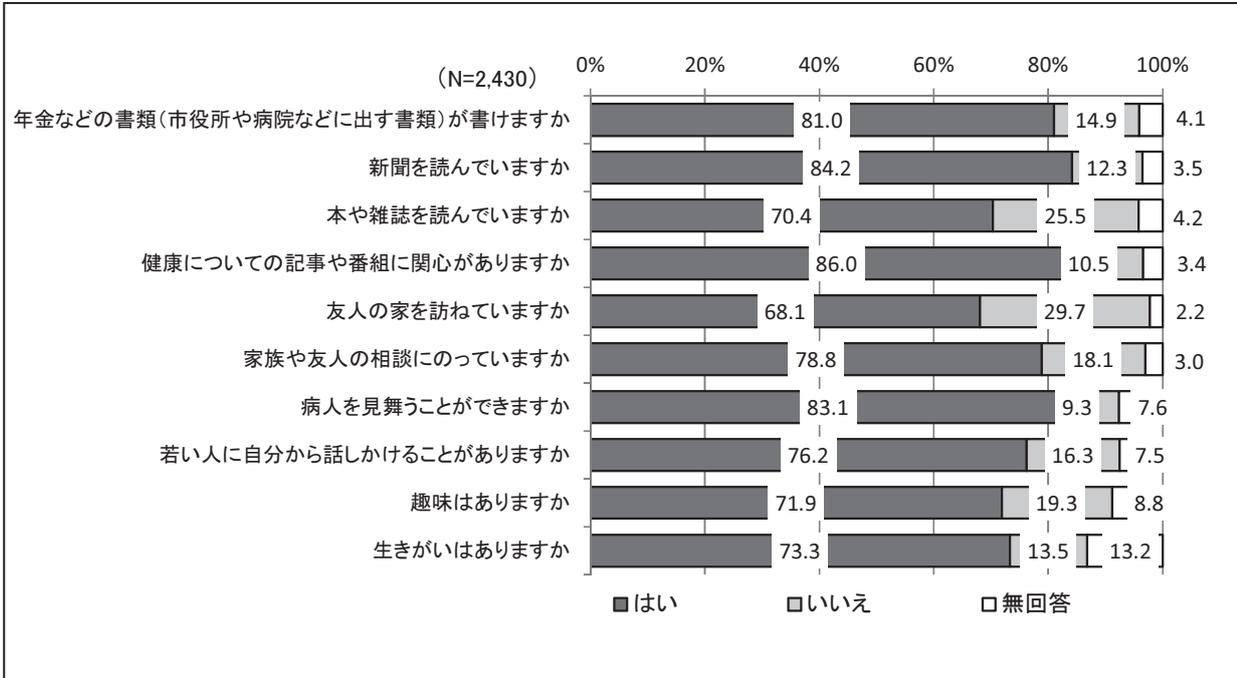
預貯金の出し入れをしているかは、「できるし、している」が74.9%、「できるけどしていない」が14.5%となっています。

⑮日常生活動作（問6 Q6～Q14）



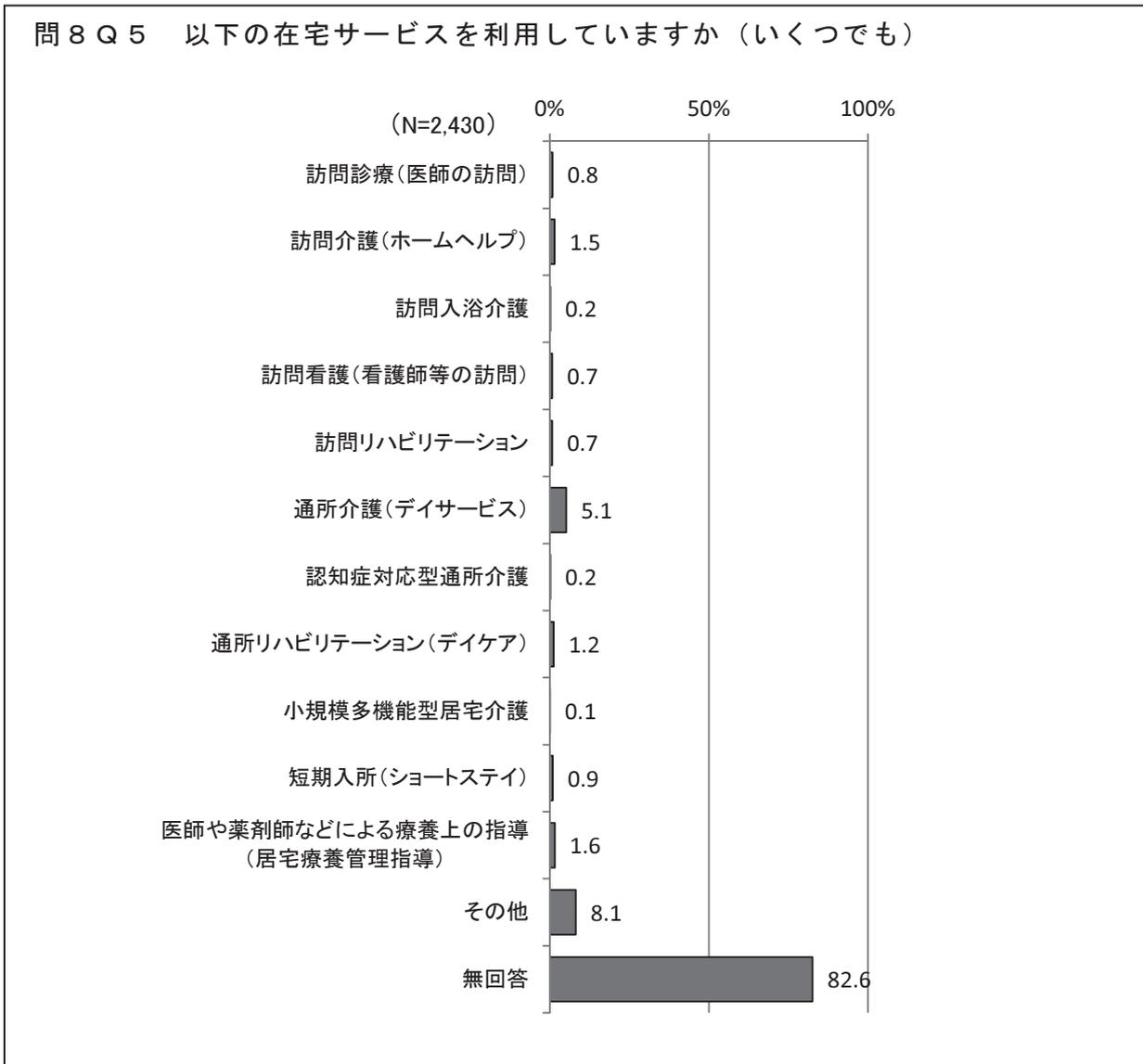
日常・生活動作については、食事が自分で食べられるかは「できる」が 94.7%、自分でトイレができるかは「できる」が 94.7%、自分で洗面や歯磨きができるかは「できる」が 94.4%などとなっています。

⑯社会的能動性（問7 Q1～Q10）



社会的能動性について、健康についての記事や番組に関心があるかは「はい」が 86.0%、新聞を読んでいるかは「はい」が 84.2%、病人を見舞うことができるかは「はい」が 83.1%、などとなっています。

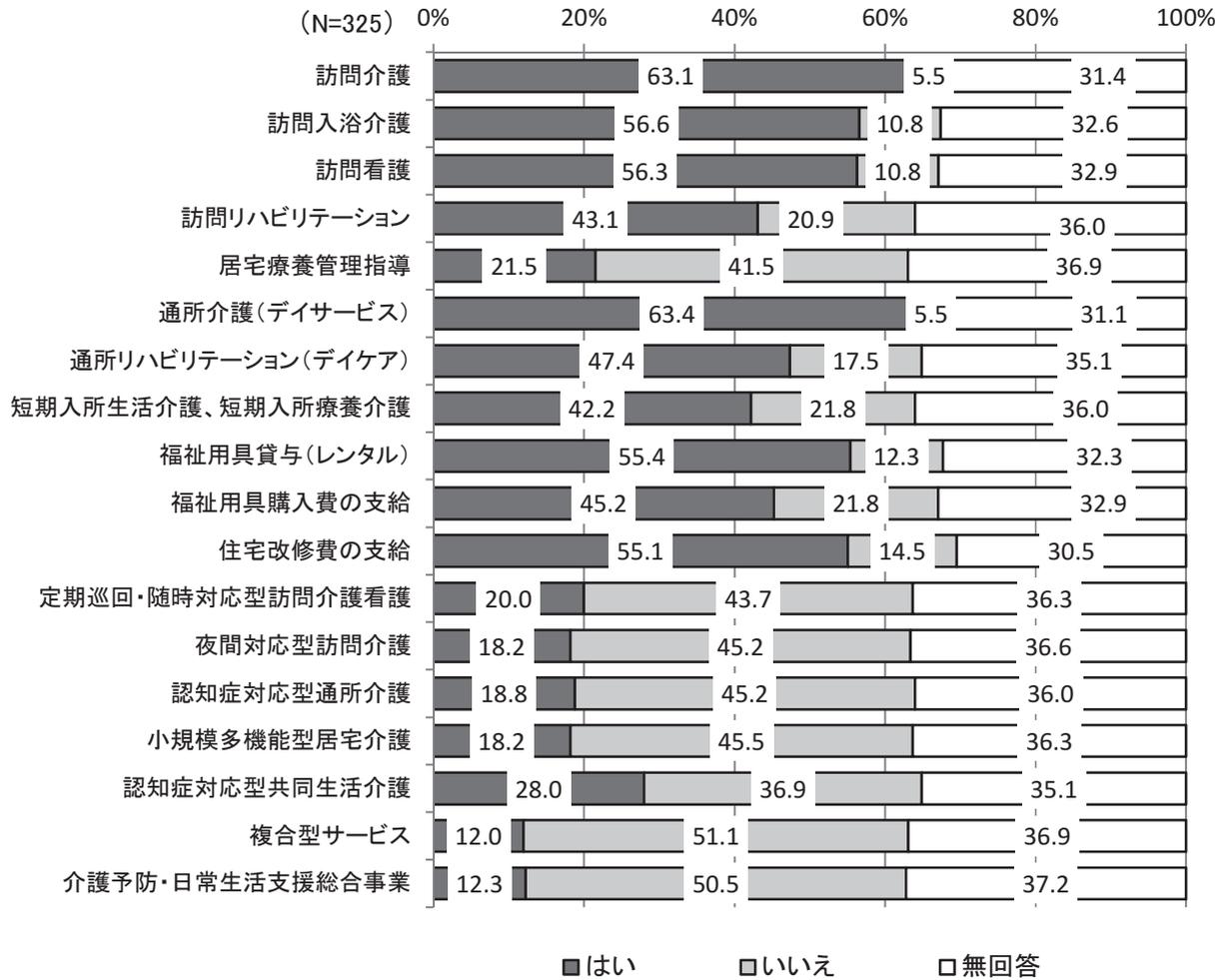
⑰在宅サービスの利用



利用している在宅サービスは、「通所介護」(5.1%)が最も高く、次いで「医師や薬剤師などによる療養上の指導」(1.6%)、「訪問介護」(1.5%)となっています。

⑩－１）介護保険サービスの認知度

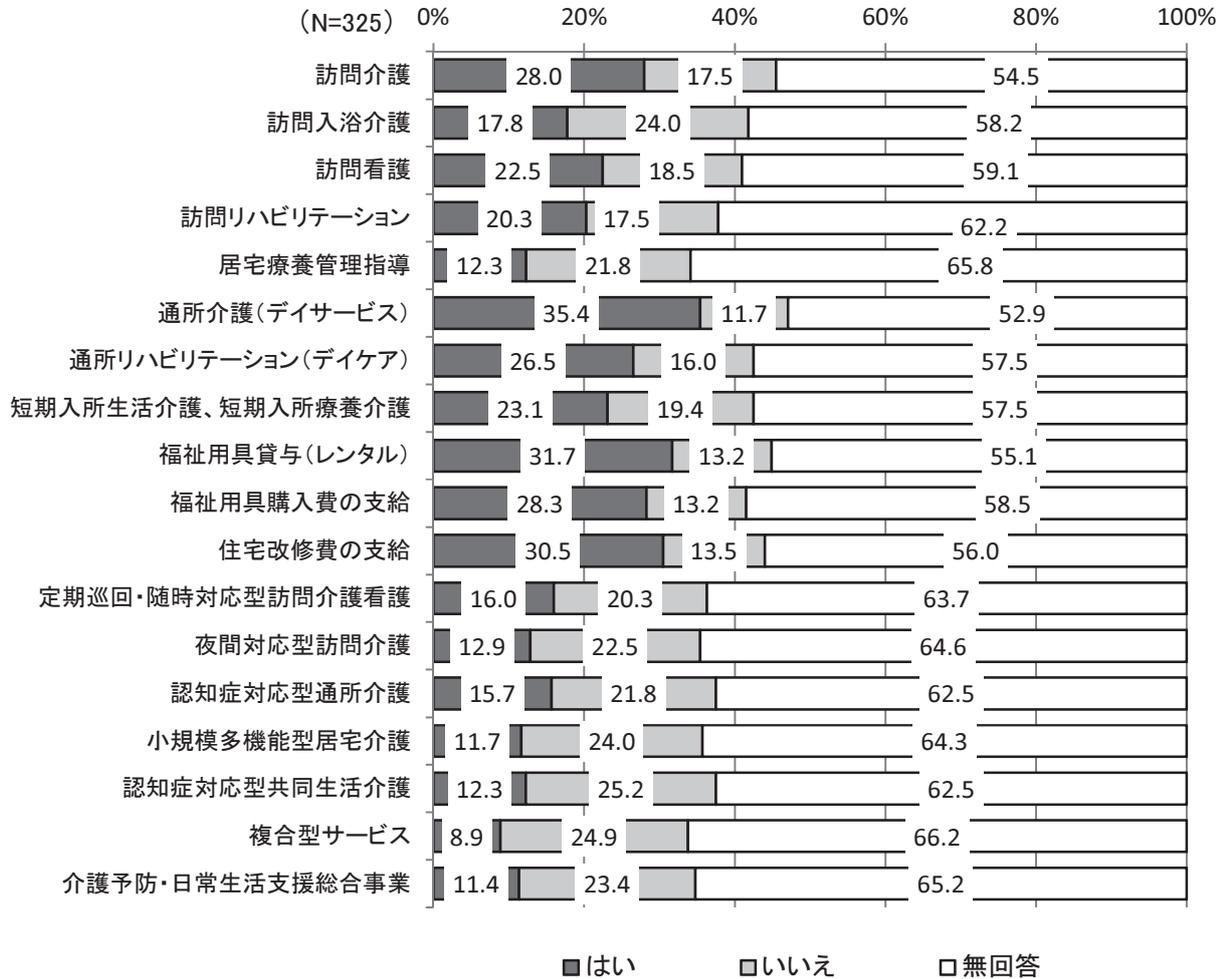
問8 Q13 次の介護保険サービスについて、知っているものをお答えください。1～18のサービスごとにA～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。



介護保険サービスの認知度は、「通所介護（デイサービス）」（63.4%）が最も高く、次いで、「訪問介護」（63.1%）、「訪問入浴介護」（56.6%）となっています。

⑩-2) 介護保険サービスの利用意向

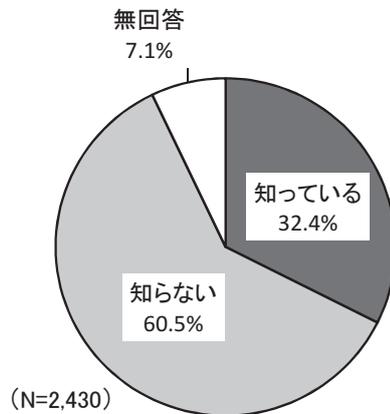
問8Q13 次の介護保険サービスについて、今後、利用したいと思うものをお答えください。1～18のサービスごとにA～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。



介護保険サービスの利用意向は、「通所介護(デイサービス)」(35.4%)が最も高く、次いで「福祉用具貸与(レンタル)」(31.7%)、「住宅改修費の支給」(30.5%)となっています。

⑱ 地域包括支援センターの認知度

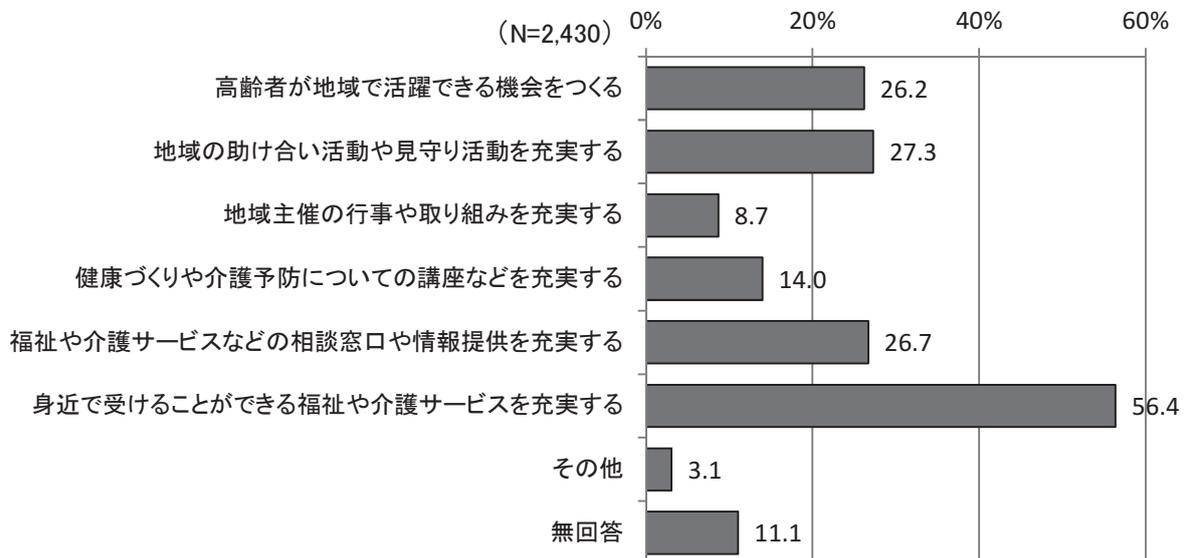
問9 Q3 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行う「地域包括支援センター」が設置されていますが、ご存知ですか（1つだけ）



地域包括支援センターの認知度は、「知っている」が32.4%、「知らない」が60.5%となっています。

⑳ 高齢者が暮らしやすいまちづくりに重要なこと

問9 Q6 高齢者が暮らしやすいまちをつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか（いくつでも）

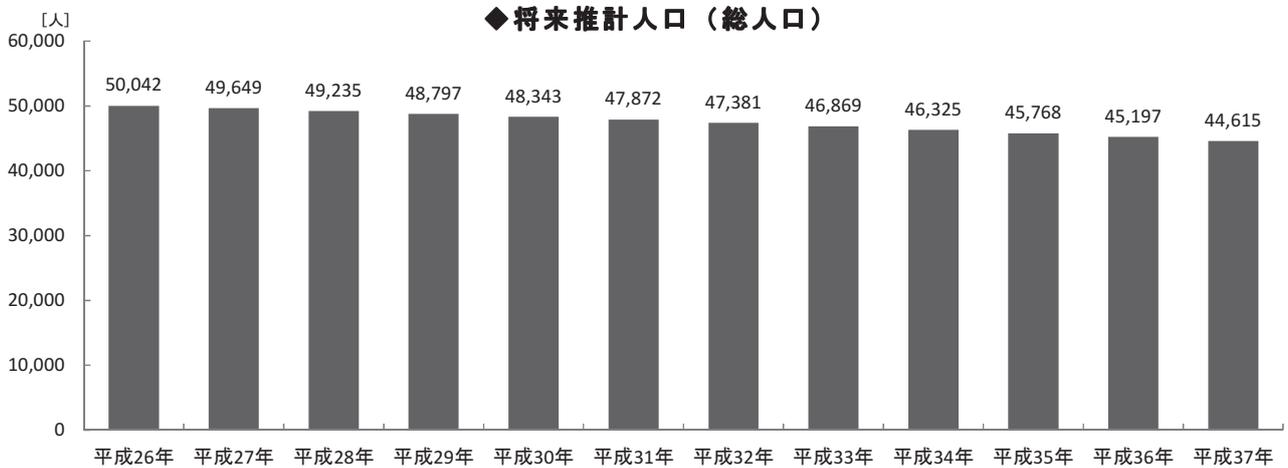


高齢者が暮らしやすいまちづくりに重要なことは、「身近で受けられることができる福祉や介護サービスを充実する」（56.4%）が最も高くなっています。

4 平成37（2025）年の社会像

（1）人口構造の変化

本市の総人口について将来推計をみると、平成27年には5万人台を割り込み、減少傾向で推移すると見込まれます。平成37年には44,615人と予測されます。

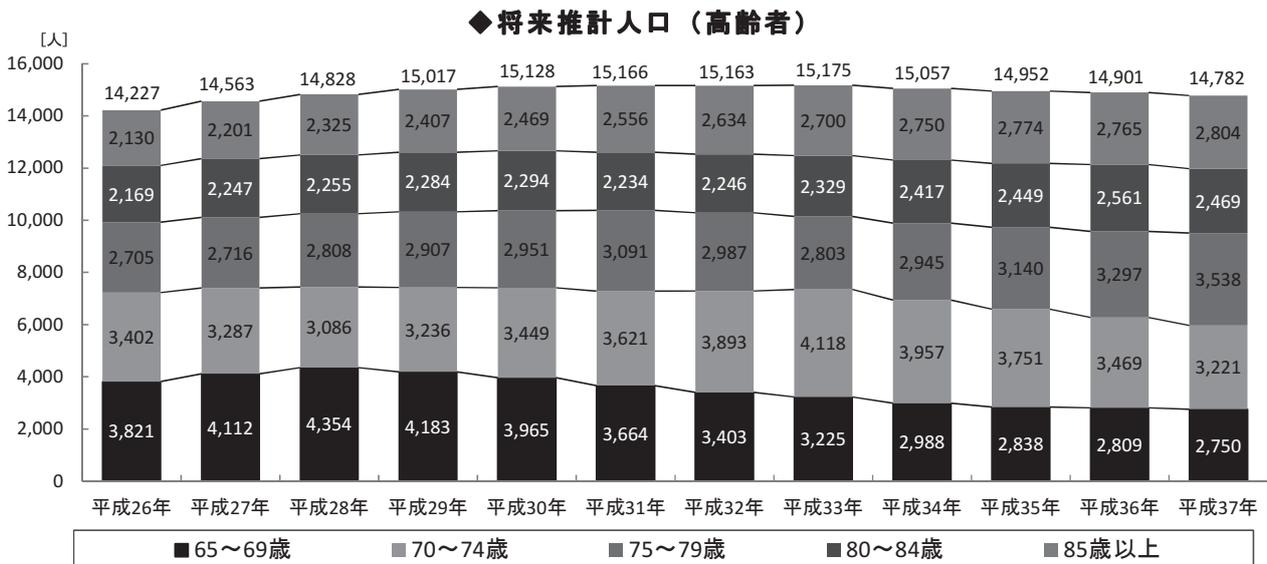


資料：赤穂市

※平成22～26年の実人口（住民基本台帳）より各年9月末を推計、図中の平成26年は実人口

65歳以上の高齢者人口については、当面、増加傾向が見込まれますが、平成33年をピークにその後減少が予測されます。平成28年をピークに65～69歳人口が減少していく一方で、70歳代、80歳代人口が増加することが見込まれます。

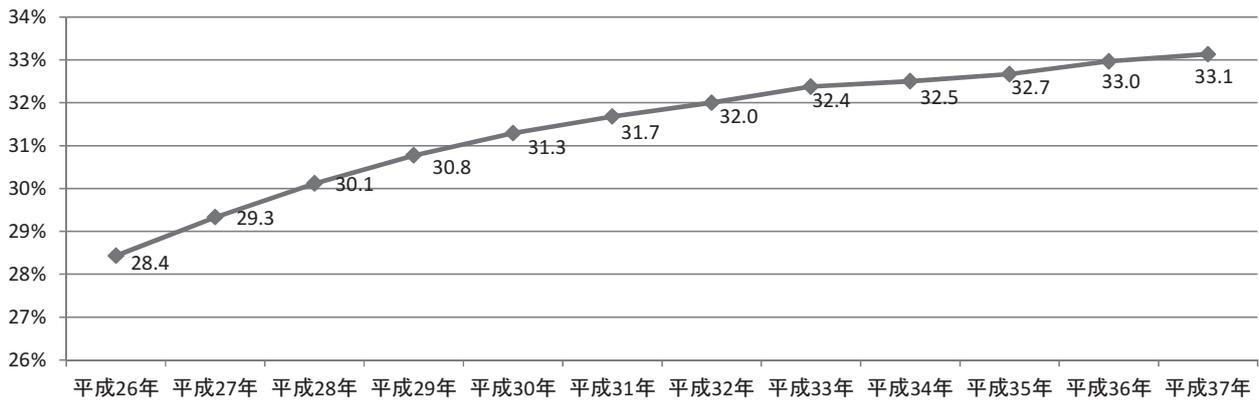
また、本市の高齢化率は年々上昇し、平成28年以降は30%台となりその後も上昇傾向で推移すると予測されます。



資料：赤穂市

※平成22～26年の実人口（住民基本台帳）より各年9月末を推計、図中の平成26年は実人口

◆将来推計（高齢化率）

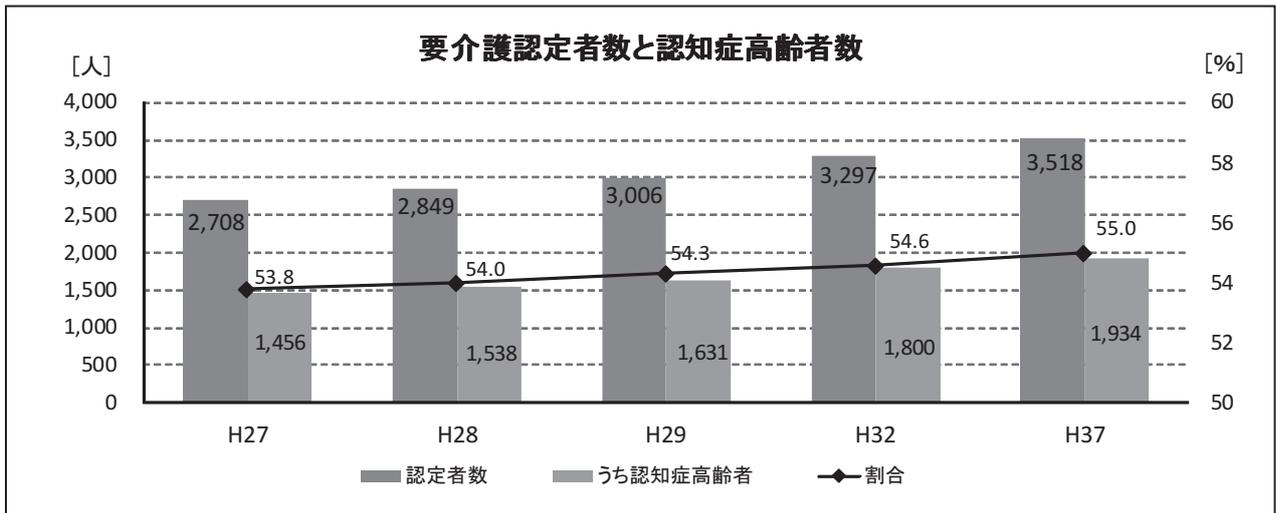


資料：赤穂市

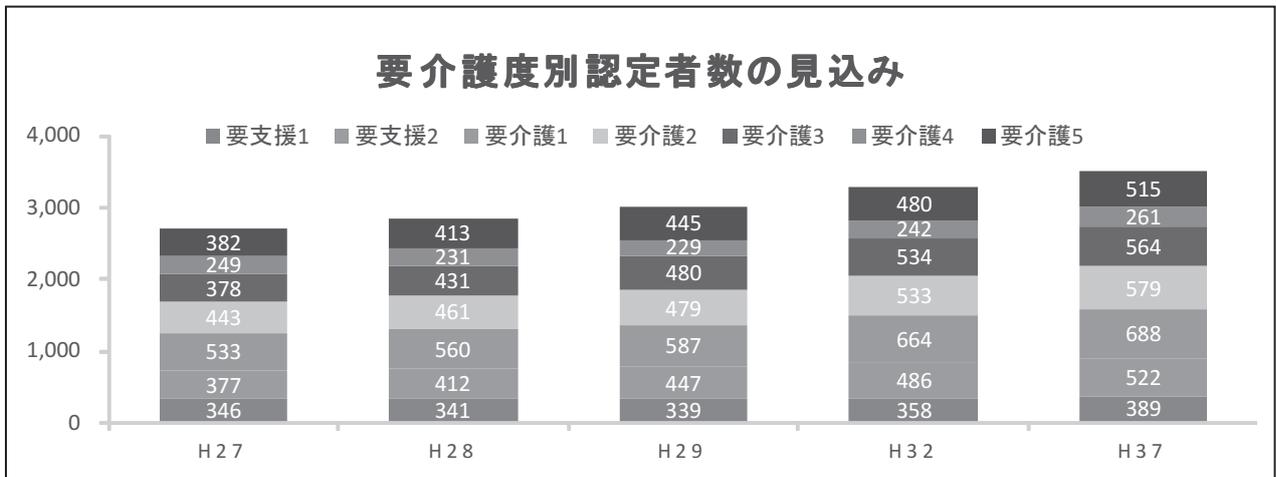
※平成 22～26 年の実人口（住民基本台帳）より各年 9 月末を推計、図中の平成 26 年は実人口

5 社会環境の変化

- ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加
- 認知症高齢者の増加
- 要介護認定者数の増加



※認知症高齢者：認知症日常生活自立度Ⅱ以上

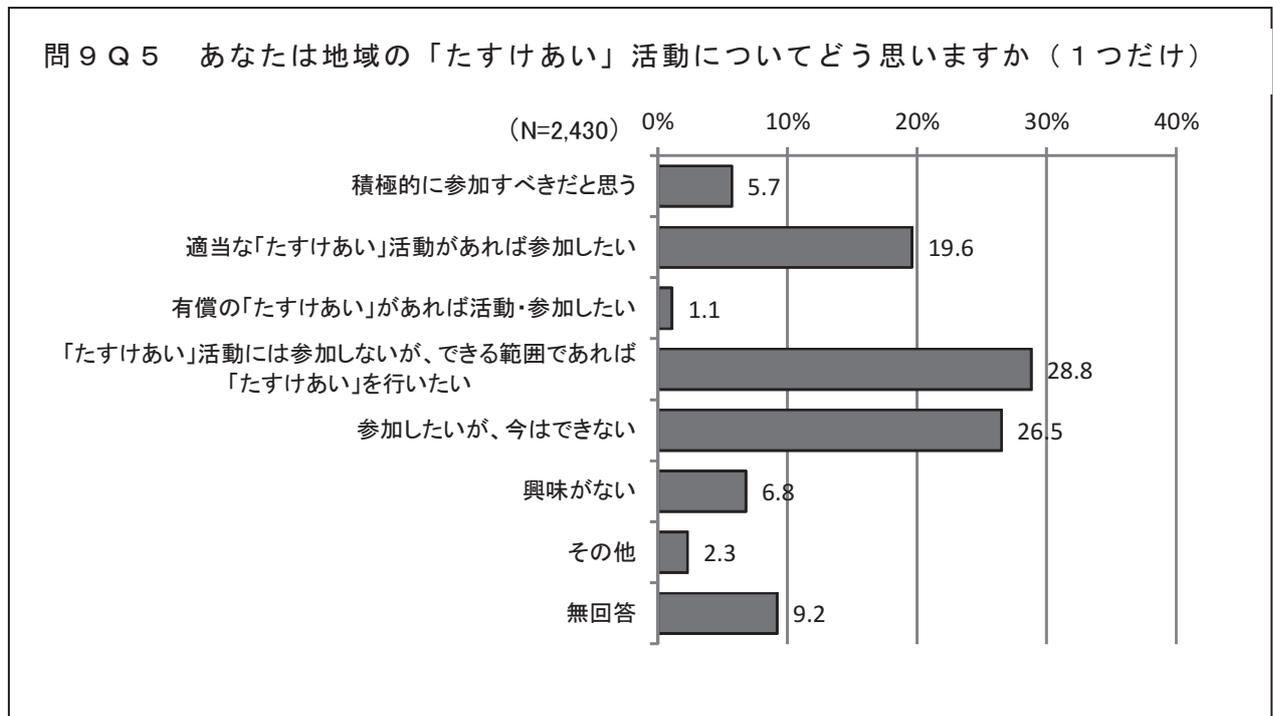


※介護保険事業計画用ワークシートより推計

- * 単身世帯、老々世帯の増加に伴う、地域社会から孤立する人の増加、介護需要の高まり、生活困窮者の増加
 ⇒ 支え合う地域社会、地域福祉ネットワークの構築
- * 認知症高齢者の増加により、徘徊の問題、家族だけでの支援が困難
 ⇒ 早期発見・早期対応、医療と介護の連携の必要性、地域で見守る仕組みづくりが必要

6 高齢者層の社会参加

- 健康志向や活動意欲がある高齢者の増加
- 団塊の世代の社会参加等を通じた介護予防



※平成 25、26 年度アンケート調査より

* 団塊の世代の豊かな知識や経験、技術を活かして、地域活動に参加し、地域を支える担い手としての活躍
⇒地域活性化のための仕組みづくり

第3章 計画の理念

1 基本理念

すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう

○第3期計画から第5期計画では、上記の基本理念を掲げ計画を推進してきました。本計画でも、計画の連続性と整合性を維持する必要から、この理念のもと推進することとします。

2 基本目標

(1) 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

地域包括ケアシステムの推進

◆介護保険制度改正を踏まえ、地域包括ケアの中核として、地域包括支援センターの機能強化を図り、医療、介護、予防、福祉・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

認知症支援と権利擁護の推進

◆認知症の予防から早期診断・対応、認知症高齢者や家族に対する各種サービス提供等の支援まで、状態像に応じた適切なケアの流れ（認知症ケアパス）を構築し、認知症を支える地域づくりに取り組むとともに、高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談・助言等を行い、日常生活を支援します。

医療との連携や住まいの基盤整備

◆介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、介護保険サービスが円滑に実施され、高齢者自らの選択に基づき適切なサービスが利用できる体制づくりに取り組むとともに、高齢者が安心して暮らせる環境整備に努めます。

(2) 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

介護予防と生活支援の充実

- ◆高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、生活機能全体を向上させる介護予防プログラムの実施に取り組むとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）について、平成29年4月から、予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行し、実施します。

生きがいづくりや社会参加の促進

- ◆活力ある高齢社会の実現に向け、すべての高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防事業などを通して、市民一人ひとりの健康に対する意識を高めるとともに、高齢者の豊かな経験や知識を活かし、地域の中で様々な分野で活躍したり、交流したりすることができる場所や機会を提供していきます。

(3) 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

介護サービスの充実強化

- ◆介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、介護保険サービスの質と量を確保します。

介護保険事業の適正な運営

- ◆高齢化の進展に伴う介護給付費の増加により、介護保険料の大幅な上昇が見込まれる中、介護保険制度を持続可能な制度とするため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検など介護給付費適正化の取り組みを進めていきます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	主要課題
すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう	1 地域全体で支えあう、 心ふれあうまちづくり	(1)地域包括ケアシステムの推進
		(2)認知症支援と権利擁護の推進
		(3)医療との連携や住まいの基盤整備
	2 健康で生きがいをもって、 すこやかに暮らせるまちづくり	(1)介護予防と生活支援の充実
		(2)生きがいづくりや社会参加の促進
	3 安心して介護・福祉サービス が受けられるまちづくり	(1)介護サービスの充実強化
		(2)介護保険事業の適正な運営

第4章 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

1 地域包括ケアシステムの推進

.....

地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項

地域包括ケアの推進

高齢者の多くは、要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けたいと思っています。できるだけ生活の場を変えずに、日常生活の場（日常生活圏域）、住み慣れた場所で必要なサービスを受けられる体制が必要です。

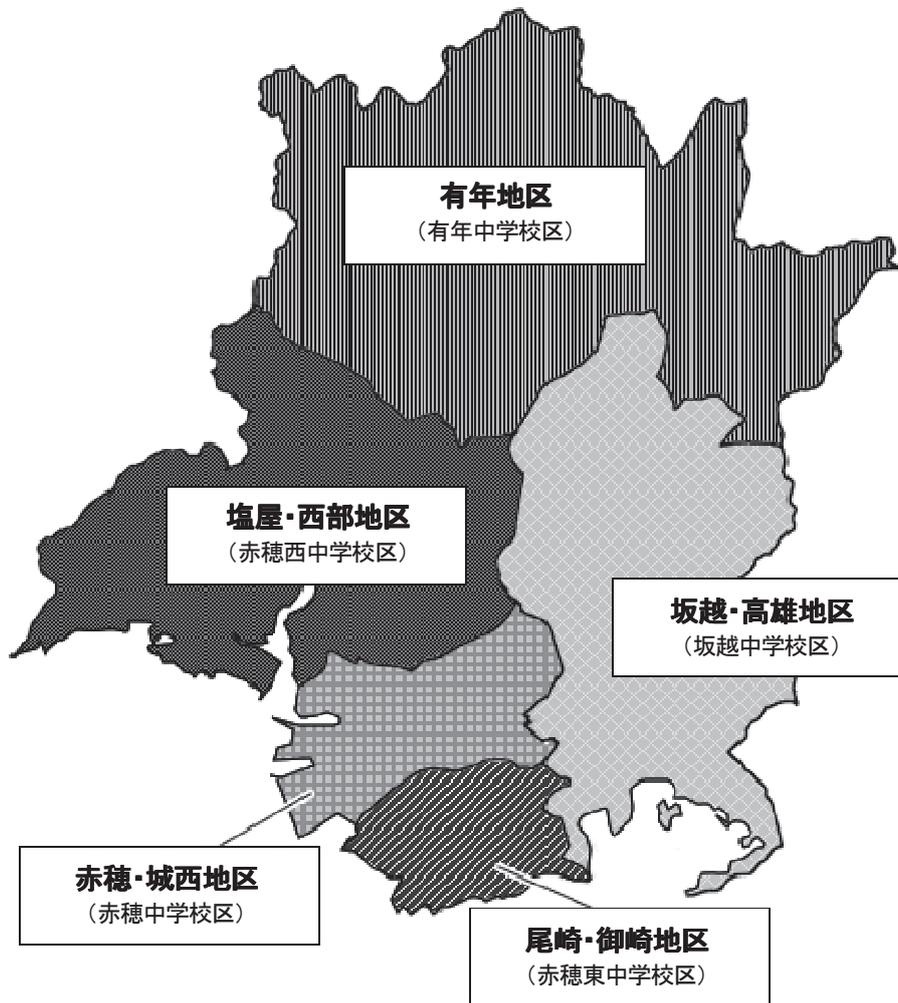
【今後の方向性】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、要介護状態となっても住み慣れた地域で住み続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」実現のため、平成27年度から平成29年度までの期間に、下記の項目について重点的に取り組むこととします。

1. 地域包括支援センターの体制強化
2. 地域ケア会議の充実
3. 生活支援サービス体制の整備
4. 認知症施策の推進
5. 医療・介護の連携
6. 住まいの整備

(1) 日常生活圏域のあり方

本市における日常生活圏域の設定については、引き続き中学校区を単位とする5圏域とします。



(2) 地域包括支援センターの体制強化

① 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者に対し、介護サービス等さまざまな支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアを実現する機関として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っています。

本市では、地域包括支援センターを1カ所、日常生活圏域を5圏域と定め、窓口（ブランチ）としてそれぞれの圏域5カ所に在宅介護支援センターを設置しています。

高齢者人口の増加に伴い、地域における役割が重要になっていることから、センター機能の強化を図る必要があります。

【今後の方向性】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要になってきています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在の包括的支援業務に加え、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携強化、生活支援サービス体制の整備等を図るため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員それぞれの役割に応じた人員体制整備を行います。

【地域包括支援センターの体制】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
職員数	7 人	9 人	11 人	12 人

※ 認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを含む。

② 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、高齢者及びその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、個々の状況に応じた情報を提供し、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等を行っています。

【在宅介護支援センター】

名 称	地 区
在宅介護支援センターはくほう	赤穂 城西
赤穂市立赤穂西地区在宅介護支援センター (やすらぎ)	塩屋 西部
赤穂市立赤穂東地区在宅介護支援センター (しおさい)	尾崎 御崎
赤穂市立坂越地区在宅介護支援センター (いきしま)	坂越 高雄 (一部)
千種の苑在宅介護支援センター	高雄 (一部) 有年

【今後の方向性】

在宅介護支援センターは、地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターのブランチとして、その役割はさらに重要になってきています。さらに、在宅介護支援センター機能を発揮できるような体制整備を図ります。

(3) 地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめることが重要です。そのためには、地域ケア会議を開催し、多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことが効果的だと考えられています。

現在、地域包括支援センターと行政各部門の高齢福祉の担当やブランチでもある在宅介護支援センターなどが参集する高齢者在宅ケア会議を年3回、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、高齢者福祉行政機関担当によるケース検討会を年9回実施しています。

【今後の方向性】

地域ケア会議については、地域課題や地域資源の発見機能、また、顕在化した地域課題について、政策につなげる政策形成機能をもつ会議と位置づけるため高齢者在宅ケア会議の参集者の検討を行い、内容の充実を図っていきます。

また、ケース検討会については、個別ケース会議として、日常生活圏域で個別事例の検討を行い、リハビリテーション専門職など医療、介護等多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高めます。

(4) 生活支援サービス体制の整備

急速に進展する高齢化、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加など社会構造の変化に伴い、保健・福祉・介護保険サービスのニーズも複雑多様化しています。このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、

多様で継続的なサービスをうけることのできる体制整備が必要です。

【今後の方向性】

高齢者が必要に応じて、適切なサービスが利用できるよう、高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を推進するとともに、サービス利用に結び付ける相談体制の整備を図るため、平成 28 年度までに地域のニーズと地域資源のマッチングを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

また、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを提供していくために、社会福祉法人やボランティア等との情報共有及び連携強化を図るための場として協議体を設置します。それにより高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングを行い、多様な主体による生活支援を拡充していきます。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配置数	—	—	1 人	1 人

（5）高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実

① 「高齢者を見守る支えるネットワーク」とは

「高齢者を見守る支えるネットワーク」は、高齢者が住み慣れた地域で、安心して、その人らしく暮らすことができる地域社会の構築を目標としています。介護サービスや福祉サービスなど、行政が主体となって行うフォーマルなサービスだけではなく、地域の自治会や隣人、ボランティアなどの地域の支え合い活動により提供されるインフォーマルなサービスとが相互に連携・協働し合える体制を構築することで、ネットワークづくりを推進します。

② これまでの取り組み

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等が連携し、高齢者を見守る支えるネットワークの構築に向け支援を行ってきました。

平成 23 年度からは「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、啓発ビデオの上映等による地域学習会や研修会を開催しています。

また、社会福祉協議会の「パートナーサービスモデル事業」とも連携し、単位自治会等で行う学習活動や座談会、福祉マップづくりなどの事業を展開することで、ネットワーク構築の推進活動へとつなげる取り組みを行っています。

③ 高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク（仮称）の構築

近年、高齢化率の急激な上昇に伴う高齢者世帯の増加、特にひとり暮らし高齢者の増加により、孤独死や悪質商法被害等が社会問題として浮上しています。

さらに、認知症高齢者が徘徊により行方不明となる状況がテレビで紹介されるとともに、警察庁が発表した調査結果では、平成25年中に届出を受理した行方不明者の内、認知症が主な原因と考えられる方は1万人を超えることが明らかとなり、新たな社会問題として大きな注目を浴びることとなりました。

「高齢者を見守る支えるネットワーク」をさらに充実させるためには、自治会や事業者等の協力を得て安否確認を行ったり、地域住民同士がお互いの情報を共有できたりするしくみを構築していくことが重要です。また、地域の人が子どもたちに「おはよう」「お帰り」と声をかけること、ご近所の人と道で会った時にあいさつすることなどが日常的に自然に行われる地域では、早期に問題を発見することができるため、災害発生時等の緊急時にもセーフティネットとして活用できると考えます。

本市においても、こうした社会情勢を踏まえて認知症高齢者への対応も含む「高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク（仮称）」の構築に向け、関係機関・事業者等と調整を図りつつ検討します。

「高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク」とは

地域の見守りにより認知症の人の徘徊事案に対応できるよう、警察・消防といった公的機関のみならず、電車・バス・タクシーなどの交通機関、新聞販売店・金融機関・コンビニなど身近な生活に関わる事業者、自治会・老人クラブなどの地域団体等の幅広い市民が参加する、徘徊高齢者の早期発見のための広域的な連絡網システムのこと。

(6) 要配慮者支援体制の充実

① 災害時支援体制の必要性

先の東日本大震災等の大規模地震や、大型台風の接近に伴う風水災害等、大規模な災害により多くの住民が被災される事象が近年多発しています。高齢社会や核家族化の進行等により、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する傾向にありますが、反面、高齢者の避難を中心的に支援するはずの若年・中年層は減少傾向にあり、今後の被災者支援がより一層困難な状況に陥ることが予想されます。

こうしたことから、避難情報の収集・伝達や、災害時における要配慮者の避難支援体制を整えておくことが重要課題となっています。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、次のとおり用語が改められました。

用語説明	改正前	改正後
高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと	要援護者	要配慮者
災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿	災害時要援護者名簿	避難行動要支援者名簿

② 避難行動要支援者名簿の整備

死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占めた東日本大震災の教訓を踏まえ、国では平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、同年8月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)を策定・公表しました。

法改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられています。

本市においては、法改正以前から避難行動要支援者名簿の作成に着手しており、民生委員や自主防災組織(自治会)の協力により、名簿への登録・更新を行っています。

③ 避難行動要支援者名簿の活用

法改正により、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供できることとしています。

本市では、平成24年度に避難行動要支援者名簿をデータベース化することで、有事の際の名簿情報の迅速かつ的確な取得を図ると共に、平常時から名簿情報を民生委員や自主防災組織と共有することで、官民一体となった避難情報の伝達や支援体制の確立を目指しています。

④ 福祉避難所の設置

福祉避難所とは、災害時に一般避難所生活で何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための二次避難所であり、要配慮者のニーズを踏まえた避難生活の場を確保し、避難所において発生する、いわゆる災害関連死等の二次災害を防ぐことを最大の目的として設置されます。

現在、本市では平成26年10月に民間福祉施設とも協定を締結したことで、7施設約170人の受け入れ体制を整えています。

【福祉避難所】

赤穂市総合福祉会館

赤穂精華園

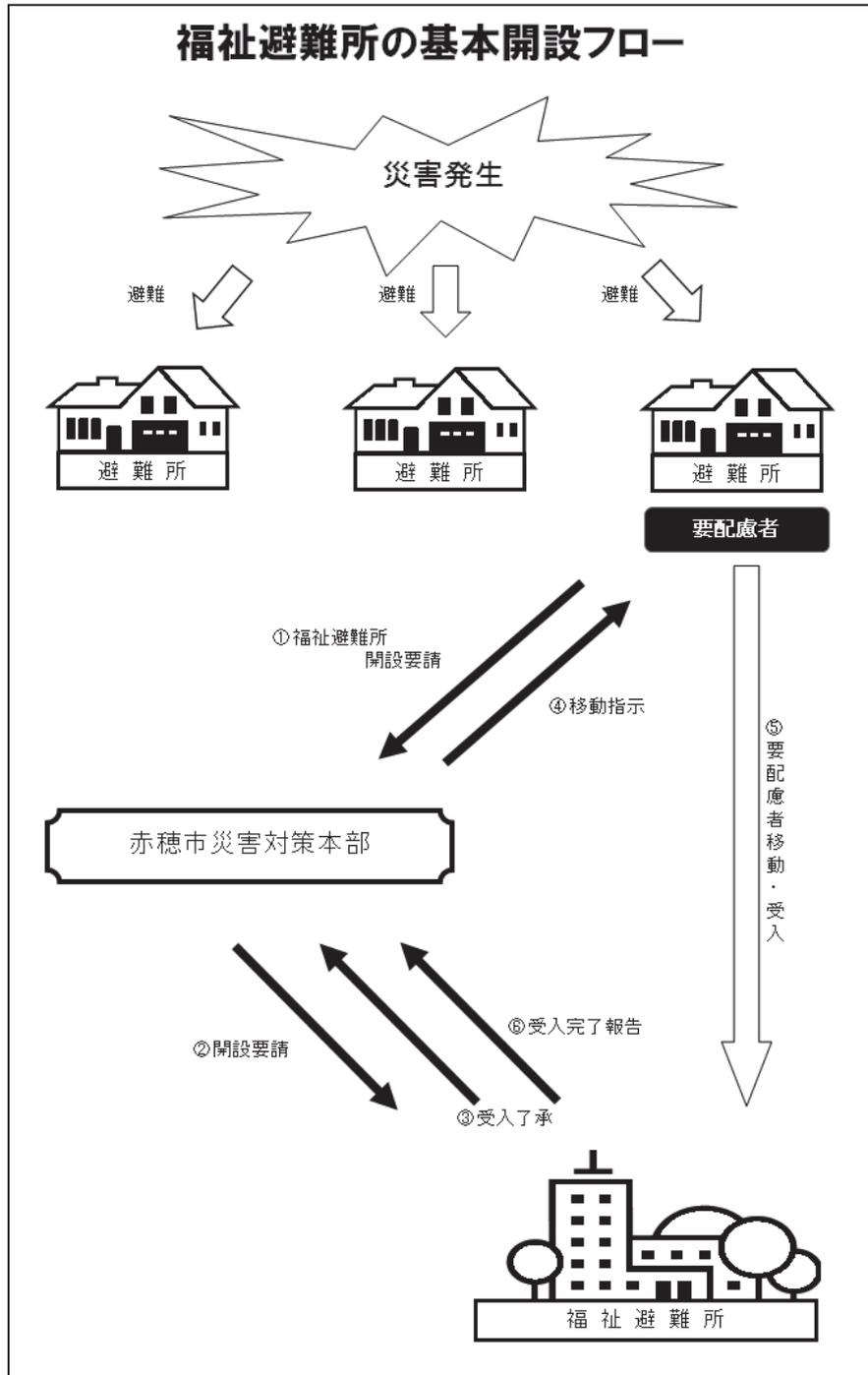
桜谷荘

玄武会ヒルズ

瀬戸内ホーム

權の家

千種の苑



⑤ 災害に対する意識の啓発

防災意識を高め、災害に対する必要な知識を身につけるためには、防災訓練や避難訓練の実施、ハザードマップの作成、広報紙などを利用した市民への啓発など、継続的な情報提供が必要です。

要配慮者とのパイプ役となる民生委員や自主防災組織に対しても、研修会や意見交換会を開催するなど、引き続き防災意識の向上に努めます。

(7) ユニバーサル社会づくり

① ユニバーサル社会とは

「ユニバーサル社会」とは、年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のことです。（「平成 17 年度ひょうごユニバーサル総合指針」より）

② 取り組みの経過

本市では、平成 22 年 8 月「加里屋地区」が兵庫県よりユニバーサル社会づくり推進地区の指定を受けたことにより、平成 23 年 5 月に「忠臣蔵のふるさとまちづくり協議会」を母体とする「ユニバーサルまちづくり部会」を立ち上げ、地域住民がともに支えあいながら活動し、ともに幸せを分かち合うことができる地区づくりを目指して取り組んでいます。

平成 23 年度には 5 ヶ年計画の推進地区事業プランを策定し、これまでワークショップの開催、先進地視察研修、近所の居場所づくり体験会等を実施したほか、部会内で研究・検討、方向性の模索を行ってきました。

【今後の方向性】

平成 26 年度にはユニバーサル社会づくりの啓発活動の一環として「哲学カフェ@赤穂(※1)」を地区内に開設し、ユニバーサル社会づくりを多くの人に分かりやすく伝える情報発信基地として関西福祉大学により運営を行っているところです。

引き続き、地域社会の中での支え合いによるネットワークづくりと心のバリアフリーを目指して、各種団体、関西福祉大学や企業・商店等とも連携をとりながらユニバーサル社会づくりへの啓発活動を展開し、高齢者にもやさしい「ユニバーサル社会」の実現に向けて取り組みます。

※1 哲学カフェ@赤穂：「哲学カフェ」とは、誰もが自由にテーマを決めて意見を言い合い、新しい発見を探すきっかけづくりとして国内外を問わず行われています。誰もが自由に参加することが出来、地域の居場所づくりにもつながることから、ユニバーサル社会づくりの取り組みのひとつとして開催しています。

2 認知症支援と権利擁護の推進

(1) 認知症施策の推進

今後の急速な高齢化の進行に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症施策を計画的に推進していくことが必要です。

本市においても、認知症サポーター養成講座、あんしん見守りキーホルダー登録事業、市内に開設されている「認知症カフェ(※1)」への支援など認知症の人とその家族を支えるための事業等を実施しています。

※1 認知症カフェ：認知症の人とその家族、地域住民、専門職種等の誰もが参加でき集う場

【今後の方向性】

① 認知症予防と普及啓発

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスの整備に取り組み、認知症についての正しい知識の普及・情報提供に努めます。

② 家族支援体制の整備

認知症の人や家族などの支援として、認知症カフェ立ち上げ支援を行うほか、認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、サポーター数の増加を図ります。

【認知症サポーターの人数】

年度	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数(累計)	2,000 人	2,100 人	2,200 人	2,400 人

※赤穂市総合計画における H27 年度の目標数 2,000 人

③ 相談体制の充実

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターである認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携により、地域における認知症支援体制の構築を図ります。

【認知症地域支援推進員】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配置数	—	—	1 人	1 人

(2) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者への支援に取り組むほか、高齢者をターゲットにした消費者被害防止に向けての啓発活動を推進しています。

また、認知症等により判断能力が十分でない場合は、関係機関と連携し、日常生活の自立支援や成年後見制度の活用等を支援しています。

【今後の方向性】

① 成年後見制度の利用促進

高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の権利擁護事業の普及啓発と利用促進のため、情報提供や相談等に対応します。

② 市民後見人の養成

西播磨圏域の他市町と連携し、成年後見制度の普及・啓発・相談や家庭裁判所への申立て支援などを行うと共に、市民後見人の養成・支援を行う西播磨成年後見支援センター（仮称）の平成28年度中の設置に向けて準備を進めます。今後、本市においても日常生活圏域毎に1名以上の市民後見人配置を目指して養成に取り組んでいきます。

③ 地域福祉権利擁護事業の活用促進

認知症高齢者等判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続きに関する援助や、日常的な金銭管理等を行うために、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援し、高齢者の権利擁護を推進します。

④ 高齢者虐待防止の推進

各専門職種を通じて、医療、福祉、地域との連携をさらに強め、高齢者やその家族が適切なサービスを利用できるための支援や権利擁護事業等、虐待防止に向けた相談体制の充実を図ります。

⑤ 消費者被害対策の強化

兵庫県西播磨消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者被害防止に向けた周知を図るため、継続して情報提供を行います。

3 医療との連携や住まいの基盤整備

.....

(1) 医療・介護の連携

住み慣れた地域での生活をできる限り継続するためには退院支援・日常の療養の支援などさまざまな局面で連携が必要となります。

赤穂健康福祉事務所との連携のもと、赤穂健康福祉事務所管内における入退院に関する連携ルール作りに取り組んでいます。

【今後の方向性】

引き続き、関係機関との連携を図り、地域の医療機関・介護関係者が参画する会議の開催や事業所等地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護関係者の研修や、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援を図るなど、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に努めます。

(2) 住まいの整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域生活の基盤となる居住の場について、高齢者のニーズや状況にマッチした多様な住まいの確保を引き続き検討します。

① 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅

自宅に住み続けることを希望する高齢者がいる一方で、介護サービス等を利用しながら生活することができる有料老人ホームや「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅などを希望する人もいます。

【今後の方向性】

市内では、現在のところサービス付高齢者向け住宅はありませんが、本市では、持ち家率や公営住宅の整備率が高いこと、第5期計画期間中に特別養護老人ホーム等が70床増床されたことなどから、当面必要性は少ないものの、高齢者の早めの住み替えやライフスタイルの自由度を高めるという観点から、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅の整備について対応します。

② 住宅改修

住宅内での事故を防止し、高齢期を迎えても自宅で安心して日常生活を送る環境を整えるためには、加齢に伴う身体機能の低下への対応や将来の高齢期への備えとして、高齢者に配慮した仕様にする（住宅のバリアフリー化）が必要となります。

【今後の方向性】

本市では、介護保険の住宅改修と合わせ、兵庫県の人生80年いきいき住宅助成事業を活用した要介護者等の住宅のバリアフリー化を引き続き推進していきます。

③ 介護保険外入所施設等

ア 養護老人ホーム

環境上及び経済的事情から、在宅での生活が困難な場合の措置施設として、現在、市内には養護老人ホーム1施設が設置されています。

平成26年4月現在、市内外の施設に計11名が入所しており、うち9名が市内の施設へ入所しています。年々、入所者の高齢化が進むとともに、要支援・要介護認定者となる人が増加しているのが現状です。

【今後の方向性】

本市では、介護保険施設等の整備が進んでいることや相談件数・措置状況等から見ても、入所者の大幅な増加は見込まれないものと考えられます。しかしながら、生活の困窮者や虐待などの緊急避難施設として、高齢者のセーフティーネットとなる施設であると考えています。

今後は、様々な在宅福祉サービスや他の施設サービス等とも調整を図りながら、入所を必要とする人のニーズを的確に把握し、適正な養護老人ホームの活用を図ります。

イ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、60歳以上の人で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人が、低額な料金で利用することができる施設で、市内にはケアハウスが2施設ありますが、個室を基本とし、生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供を受けながら生活することができる施設となっています。

【今後の方向性】

本市においては、持ち家率が高いこともあり、利用ニーズは低くなっていると考えられますが、今後生活意識の変化により、利用ニーズが高まることも予想されます。多様化する居住ニーズに対応するため、施設の概要や提供サービスの種類、内容、利用方法等について周知を図ります。

第5章 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

1 介護予防と生活支援の充実

(1) 健康づくりの推進

① 健康診査

ア 特定健康診査

特定健康診査は、40歳から74歳までの赤穂市国民健康保険被保険者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的として実施しています。

受診率の向上に向け、広報等による普及啓発活動や集団健診未受診者への個別勧奨、健診受診機会の増加等、利便性の向上を図る取り組みを実施しています。

	実績値		見込値
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数（人）	8,860	8,910	9,000
受診者数（人）	3,042	3,201	3,500
受診率（％）	34.3	35.9	38.9

【今後の方向性】

今後も、あらゆる機会をとらえて健診の必要性に関する普及啓発を強化するとともに、未受診理由の把握と理由にあわせた対策の検討を行い、受診率の向上に努めます。

また、特定健診、特定保健指導にかかわる保健師・管理栄養士の指導技術の向上に取り組んでいきます。

イ がん検診

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡者数を減少させることを目的として、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を地区公民館等で実施し、子宮がんと乳がん検診については医療機関で実施しています。

「胃がん」	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	16,686	16,686	16,686
受診者数（人）	2,285	2,211	2,137
受診率（％）	13.7	13.3	12.8

「肺がん」	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	16,686	16,686	16,686
受診者数（人）	4,075	4,040	4,028
受診率（％）	24.4	24.2	24.1

「大腸がん」	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	16,686	16,686	16,686
受診者数（人）	4,007	3,979	4,050
受診率（％）	24.0	23.8	24.3

「前立腺がん」	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	5,749	5,749	5,749
受診者数（人）	1,413	1,370	1,398
受診率（％）	24.6	23.8	24.3

「子宮がん」	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	12,886	12,886	12,886
受診者数（人）	2,816	3,218	3,390
受診率（％）	21.9	25.0	26.3

「乳がん」	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	10,571	10,571	10,571
受診者数（人）	2,601	2,856	2,485
受診率（％）	24.6	27.0	23.5

※対象者数：国立がんセンター公表「推計対象者数」で、平成 24 年度から平成 26 年度の間は固定値とする。

※受診者数：「胃がん」、「肺がん」、「大腸がん」、「乳がん」は 40 歳以上、「前立腺がん」は 50 歳以上、「子宮がん」は 20 歳以上で集計

【今後の方向性】

受診率の向上を図るため、広報や特定年齢層へ女性のがん検診等の無料クーポン券を配布し、受診率の向上に努めます。

また、子宮がん検診については、HPV検査（子宮頸がんの原因になるヒトパピローマウイルス感染の有無）の実施により、がんの早期発見に努めます。

ウ 健康教育

40歳以上の人を対象に、運動・栄養等の内容を取り入れた健康教育（健康寺子屋事業）を各地区集会所や公民館等で開催しています。

また、地域で、自主的に健康づくり活動ができる団体の育成も実施しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数（回）	187	153	145
延参加人数（人）	2,136	1,927	1,842

【今後の方向性】

地域で、自主的に健康づくり活動ができる団体の育成を今後とも継続し、地域に根付いた活動ができるよう支援していきます。

エ 健康相談

健康相談員による活動と保健センター保健師・栄養士による活動により、健康相談を実施しています。

健康相談員は、各地区担当制で、公民館での健康相談、地区集会所における健康教室での健康相談を実施するほか、随時、市民の方の健康相談に対応しています。

保健センター （保健師・栄養士）	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電話相談	2,422	2,699	2,750
面接相談	551	592	650
計	2,973	3,291	3,400

健康相談員	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電話相談	35	26	35
面接相談	3,285	3,328	3,350
計	3,320	3,354	3,385

【今後の方向性】

健康相談は、高齢化社会や核家族化の進行により、幅広い年代層から求められる事業となっており、また、健康ニーズの多様化に伴い、その必要性は高くなっています。

今後も引き続き健康相談を実施し、市民からの多様化する健康相談に対応できるよう事業内容の充実に努めます。

(2) 介護予防の推進

① 介護予防事業（二次予防事業）の推進

ア 二次予防事業対象者把握事業

65歳以上の高齢者を対象に、訪問活動や健診等で実施する基本チェックリストの結果により、生活機能が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）の把握を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施件数（件）	2,750	2,859	2,860
事業費（円）	1,687,500	2,229,000	2,774,000

【今後の方向性】

生活機能が低下した状態にある高齢者が、要介護状態になることを予防するため、介護予防の取り組みは重要と考えます。今後は、要介護状態になる可能性の高い75歳以上の後期高齢者を対象に事業を行っていきます。

イ 介護予防推進事業 コツ骨筋力向上トレーニング教室

運動機能の低下がみられる二次予防事業対象者に、運動機器を使った個別プログラムや体操を実施し、転倒骨折防止ならびに加齢に伴う運動器の機能の低下予防・向上に取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延参加者数（人）	689	862	980
事業費（円）	1,040,991	1,191,906	1,236,000

【今後の方向性】

今後も継続して事業を実施し、要介護状態になることを防ぐため、教室内容の充実を図ります。また、今後は、保健・医療の専門職による短期集中予防サービスとして事業を移行していきます。

ウ 介護予防訪問事業

通所型介護予防事業への参加が困難な二次予防事業対象者に対し、保健師等が訪問して生活機能の維持ならびに向上に関する相談・支援を実施しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延訪問者数（人）	1	8	6
事業費（円）	4,000	38,818	143,000

【今後の方向性】

今後も継続してきめ細やかな訪問事業を実施し、生活機能の低下の予防に努めます。必要な人に対して、通所型介護予防事業への参加を促していきます。また、保健・医療の専門職による居宅での相談指導として事業を移行していきます。

② 介護予防事業（一次予防事業）の推進

ア 生きがいデイサービス（貯筋体操）

老人福祉センター万寿園で行われている生きがいデイサービス利用者に対し、作業療法士等による体操を実施し、転倒骨折の防止や加齢に伴う運動機能の低下予防・向上を図ります。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延参加者数（人）	1,109	964	950
事業費（円）	930,000	940,000	950,000

【今後の方向性】

今後も引き続き介護予防に取り組む意欲を高めるため、生きがいデイサービスにおいて、貯筋体操を実施していきます。

イ 赤穂ピンしゃん運動事業

(ア) 赤穂ピンしゃん体操教室

65歳以上の高齢者に、ストレッチ体操や健康教育を通して介護予防について知識の普及啓発を図っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延参加者数（人）	566	559	542
事業費（円）	169,190	190,997	200,000

【今後の方向性】

今後は、「赤穂ピンしゃん体操」に代わり、国で介護予防の有効性が認められている「いきいき百歳体操」（米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14年に高知市が開発した重りを使った筋力運動）の普及啓発に取り組みます。

(イ) 楽しく健康教室

公民館等市民に身近な場所で、気軽に参加できる健康教室を開催し、介護予防の知識の普及啓発を図ります。

【今後の方向性】

運動器の機能維持・向上や認知症予防等の介護予防に関する教室を各地区で行い、介護予防の知識の普及啓発に努めていきます。

また、高齢者に多く見られる「誤嚥性肺炎」を予防するため定期的な歯科健診の受診勧奨や日常の口腔ケアに関する知識の普及啓発に努めていきます。

(ウ) 赤穂ピンしゃん先生養成講座

「赤穂ピンしゃん体操」の普及啓発や、地域の自主的な介護予防活動を推進するため、介護予防リーダーの養成を行っています。

【今後の方向性】

「赤穂ピンしゃん先生養成講座」に代わり、「いきいき百歳体操普及養成講座」を実施し、地域における自主的な介護予防活動が展開できるようリーダーの育成・支援を行っています。

ウ 転倒骨折予防教室

高齢者の日常生活の中でも比較的発生の頻度が高い転倒事故について、各地区の在宅介護支援センターが地域の高齢者等を対象に予防教室を開催することで、転倒予防の普及啓発を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延開催回数（回）	10	10	10
事業費（円）	300,000	300,000	300,000

【今後の方向性】

今後は、市内の各公民館で楽しく健康教室と共同開催するなど、より身近な場所で気軽に参加できる教室を心がけて実施します。

転倒予防の知識の習得や、自宅でできる転倒予防体操等を指導する機会を増やし、高齢者の転倒予防の充実を図ります。

エ 認知症予防教室

各地区の在宅介護支援センターが、地域の高齢者を対象に、認知症に関する学習会や認知症予防体操教室を開催し、認知症予防の普及・啓発に取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延開催回数（回）	10	10	10
事業費（円）	300,000	300,000	300,000

【今後の方向性】

今後は、市内の各公民館で楽しく健康教室と共同開催するなど、より身近な場所で気軽に参加できる教室を心がけて実施します。

また、認知症サポーター養成講座事業や高齢者を見守る支えるネットワーク事業とも連携を図り、認知症の予防に限らず、認知症になっても自分らしく生活できる、地域による支えあい体制の充実と社会の実現に向けて取り組みます。

オ 情報提供事業

多種多様な高齢者の在宅福祉サービスについて、市民に広く情報を周知することは、とても重要なことです。情報提供リーフレットを作成・配布することにより、本市が取り組む高齢者の在宅福祉サービスに関する情報を広く提供していきます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
作成部数（部）	1,000	700	1,400
事業費（円）	187,950	117,600	238,000

【今後の方向性】

高齢者の在宅福祉サービスや生活支援に関する啓発資料等、高齢者にも分かりやすいリーフレットを作成し、効果的な周知広報に努めます。

カ 介護支援ボランティア・ポイント制度事業

高齢者自身の社会参加活動を推進し、健康増進と介護予防を図ることを目的とし、高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、申し出によりポイントを換金できるしくみです。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延活動回数（回）	2,228	3,522	4,800

【今後の方向性】

高齢者の健康増進と介護予防を図り、地域貢献を奨励することで、高齢者と地域や人とのつながりを深め、いきいきとした地域社会づくりを推進します。

③ 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることを防ぎ（発生を予防する）、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする（維持・改善を図る）ため、二次予防事業対象者や要支援 1 又は 2 と認定された人に対し、介護予防事業や介護保険サービス等の紹介・利用の支援及びケアプランの作成を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ケアプラン作成件数（件）	3,567	3,799	4,100

【今後の方向性】

高齢者の増加に伴い、要支援認定者数の増加も予想され、介護予防ケアマネジメントの実施件数も増加が見込まれます。

今後も、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

イ 総合相談支援・権利擁護事業

訪問活動等により、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護に関する様々な相談を受けています。そして、その人の心身状況や生活の実態を把握し、適切な制度・事業やサービス等の紹介、さらに利用につなげる等の調整や支援を行っています。また、成年後見制度の紹介や活用促進、虐待への対応等、高齢者の権利擁護のための支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数（件）	955	1,201	1,250

【今後の方向性】

高齢者に関する相談窓口は、地域包括支援センターや市役所（在宅福祉相談）、保健センター、在宅介護支援センター等が身近な相談窓口となるよう、それぞれがより連携を深め、相談体制の充実を図ります。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等、生活が多様化しています。一人ひとりの高齢者が、その人らしい自立した生活を送ることができるように、その人の生活全体を包括的・継続的に支えていくことが重要と考えます。本市では、主治医との連携、在宅と施設の連携を行うなど、ケアマネジメントの体制を整備して取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
マネジメント件数（件）	48	64	70

【今後の方向性】

包括的・継続的なケアマネジメントを実施していくためには、介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加等地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供していく必要があります。今後さらに、地域や関係機関とのネットワークの強化に努めていきます。

④ 任意事業

ア 介護給付費等費用適正化事業

不正な給付の削減や適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにより、持続可能な介護保険制度の

構築を図っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き介護給付適正化計画に基づき、より効果的・効率的な適正化事業を実施するとともに、兵庫県国民県保険団体連合会との連携を密にし、介護給付費の適正化を図っていきます。

イ 家族介護教室

各地区の在宅介護支援センターが、地域の要援護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催し、家族の介護支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数（回）	7	6	10
事業費（円）	210,000	180,000	300,000

【今後の方向性】

今後も要介護認定者が増加する中で、家族に対する介護負担の軽減は重要な施策の一つです。介護についての正しい知識や理解を指導・助言することで、少しでも家族の負担を減らし、家族の介護支援を推進していきます。

ウ ねたきり老人紙おむつ給付事業

ねたきり（6ヶ月以上常時臥床状態にある人）で、おむつの使用が必要であると判断された市内に居住する高齢者で、低所得世帯に属する人を対象に、1日あたり4組を限度として紙おむつを支給しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数（人）	38	69	60
事業費（円）	508,640	731,880	630,000

【今後の方向性】

今後も地域の民生委員や在宅介護支援センターとの連携を深め、対象者の把握を円滑に進めるとともに、啓発活動等を充実させ、低所得世帯に対する介護の経済的負担を軽減するために実施していきます。

エ 家族介護慰労金支給事業

認知症やねたきりの高齢者を居宅で常時介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、介護者に対して介護慰労金を支給しています。

	実績値		見込値
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給対象者数（人）	1	1	2

【今後の方向性】

要介護認定者の家族に対しては、介護負担の軽減を図ることも重要と考え、必要な介護保険サービスの利用について促すとともに、条件に該当する人には、引き続き実施していきます。

オ 徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊のみられる認知症高齢者の事故防止を図るとともに、家族が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊高齢者が行方不明になった場合、GPSを利用して早期に高齢者の位置を検索するサービスについて、費用の一部を負担しています。

	実績値		見込値
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数（人）	1	1	2(1)

※（）内は新規登録者数

【今後の方向性】

今後、認知症高齢者の増加も予測されることから、引き続き事業を実施し、認知症サポーター養成講座事業や、高齢者を見守る支えるネットワーク事業と連携することで、徘徊による事故の未然防止を強化し、認知症高齢者が安心して暮らせるよう取り組んでいきます。

カ 認知症サポーター養成講座事業

認知症に対する正しい知識を市民に理解いただくことで、認知症高齢者やその家族に対する偏見や不安を取り除き、地域全体で認知症高齢者を見守り支えていく社会づくりを目指して取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数（人）	264	478	540
延開催回数（回）	6	8	12
事業費（円）	80,335	78,108	149,000

【今後の方向性】

今後、認知症高齢者の増加も予測されることから、引き続き事業を継続して実施し、学校や各自治会、一般企業等にも認知症サポーター養成講座の開催を積極的に展開し、あらゆる世代で認知症サポーターを養成することで、市内全体で「高齢者を見守る支えるネットワーク」の構築を図ります。

キ あんしん見守りキーホルダー登録事業

認知症高齢者の外出時の事故・徘徊等緊急時の対応を早期に行うため、緊急連絡先を登録していただき、早期に対応できるよう取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者数（人）	-	-	250
事業費（円）	-	-	554,000

【今後の方向性】

今後も高齢者が安心して外出することができるよう関係機関と連携を図りながら事業を実施していきます。

ク 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、本人が認知症などの理由で十分な判断ができなくなったときに、親族等が家庭裁判所に後見人等の選任を申し立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。この事業は、後見等開始の申し立てをする親族がいない場合などに、成年後見制度の利用が必要と認められる人の財産管理や介護サービス契約等について、制度を利用できるよう支援するものです。

【今後の方向性】

社会福祉協議会の権利擁護事業とも連携を図りながら、成年後見制度の利用に際して当事業の対象者を支援するため、継続して実施していきます。また、西播磨圏域の他市町と共に、市民後見人の養成・活用を図っていきます。

ケ 住宅改修支援事業

介護保険の住宅改修制度をより使いやすくするため、居宅介護（介護予防）支援が行われておらず住宅改修申請用の理由書の作成者を確保することが困難な人に対してその作成をしたケアマネジャーに、理由書作成費用を支給しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数（件）	17	21	24
事業費（円）	34,000	42,000	48,000

【今後の方向性】

住宅改修希望者に対する支援策の一つであり、より良い住環境整備の促進のため継続して実施していきます。

コ 自立支援配食サービス事業

市内に住む 70 歳以上のひとり暮らし高齢者や、75 歳以上の高齢者世帯で、心身障がい及び傷病等の理由により、日常の食事の調理が困難な高齢者を対象に、食事の支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数（人）	516	433	400
事業費（円）	2,456,500	2,083,750	2,000,000

【今後の方向性】

配食サービスを通じて高齢者の自立支援を進めていくことは、高齢者の健康保持や介護予防の観点からも非常に重要なことです。

また、栄養バランスに配慮した食事の提供や、配達時の安否確認は在宅で生活する高齢者の安心を支えるサービスとして必要性も高く、今後も対象者の確実な把握と面接等による適切な調査（アセスメント）を行い、高齢者の自立を支援していきます。

サ 介護相談員派遣事業

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じたり、サービスに対する不満や要望等を聞き取ったりしています。この事業により、通常では伝わりにくい利用者の要望等を事業者に伝えることができ、また、介護の現場に外部の目が入ることによる介護サービスの質的向上が期待されます。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延派遣回数（回）	385	427	450
事業費（円）	935,635	938,625	1,000,000

【今後の方向性】

今後も引き続き施設等への派遣を行うとともに、新規に施設等が開設された際には、速やかに派遣を行っていきます。また、介護相談員の研修の機会を設け、相談能力の向上に取り組んでいきます。

シ 緊急通報システム（安心見守りコール）事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らしで援護を要する高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病や事故等の緊急時に通報機のボタンを押すことで、即時に受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員、消防本部等との連携で速やかに対応できるものです。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通報機器設置件数（件）	346	356	380
事業費（円）	6,849,189	6,923,606	7,500,000

※平成 24 年度及び平成 25 年度の設置件数は各年度末時点

【今後の方向性】

今後も民生委員を始め、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、近隣の住民等関係各所との連携を密にし、地域全体で高齢者を見守る支えるネットワークの構築を推進することで、高齢者の安心した在宅生活の支援を図ります。

⑤ 新しい介護予防事業の推進

介護予防事業は、(地域支援事業の一部として)一般高齢者を対象とする生活機能の維持・向上を図るための一次予防事業、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象とする生活機能低下の早期発見・早期対応を図るための二次予防事業を実施しています。

【今後の方向性】

介護保険制度の改正に伴い、介護予防事業は、一次予防事業と二次予防事業を区別することなく効果的・効率的な介護予防の取組みを行う「一般介護予防事業」と、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行した「介護予防・生活支援サービス事業」からなる「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」として実施されることとなります。この事業の実施については、平成29年4月から円滑に実施できるよう準備を進めます。

(3) 生活支援サービスの充実

① 社会福祉協議会との連携強化

赤穂市社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

在宅福祉活動では、給食サービスや友愛訪問活動をはじめ、福祉用具貸与事業や移送サービスなどの事業を、また地域福祉活動においては、三世代交流事業や小地域福祉推進事業、ふれあいいいききサロン事業、パートナーサービスモデル事業などを展開しています。

今後とも、地域全体の課題解決力を高め、福祉コミュニティの強化を図るために、市と社会福祉協議会の連携を深め、互いの役割分担を明確にする中で、さらに効果的な事業のあり方等を検討し、総合的な地域福祉の推進を図っていく必要があります。

【主な社会福祉協議会の在宅福祉活動及び地域福祉活動】

事業名	内容
給食サービス	<p>平成 26 年度現在、72 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 77 歳以上の高齢者世帯を対象に、地区福祉推進連絡会等の協力による手作りの食事を定期的に配食しています。</p> <p>※今後、対象年齢を 1 年につき 1 歳ずつ繰り上げ、最終的には 75 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 80 歳以上の高齢者世帯等を対象とします。</p>
友愛訪問活動	<p>平成 26 年度現在、72 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 77 歳以上の高齢者世帯を対象に、地区まちづくり連絡（推進）協議会等が手作りの食事やお菓子、手紙を持って対象者宅を訪問しています。</p> <p>※今後、対象年齢を 1 年につき 1 歳ずつ繰り上げ、最終的には 75 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 80 歳以上の高齢者世帯等を対象とします。</p>
移送サービス (福祉有償運送)	<p>日常生活において、常時車椅子を必要とする在宅の要介護者や障がい者を対象に、ボランティアグループてんとうむしの協力を得て、リフト付ワゴン車やストレッチャー付ワゴン車を使用し、通院等外出介助を行っています。</p>
三世代交流事業	<p>平成 26 年度現在、72 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 77 歳以上の高齢者世帯を対象に、歳末たすけあい運動の一環として地区まちづくり連絡（推進）協議会が実施するもちつき大会などを支援しています。</p> <p>※今後、対象年齢を 1 年につき 1 歳ずつ繰り上げ、最終的には 75 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 80 歳以上の高齢者世帯等を対象とします。また、三世代交流事業を実施する団体を募集し、助成しています。</p>
小地域福祉推進事業	<p>小地域を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習機会を提供するなど、地域住民の自発的な福祉活動を支援しています。</p>
ふれあいいきいき サロン事業	<p>ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子どもや子育て中の親などが歩いて通える地区の集会所等に集い、レクリエーションや話し相手等の仲間づくり活動を支援しています。平成 25 年度末で 29 か所設置されています。</p>
パートナーサービス モデル事業	<p>単位自治会を対象に、支援する人・支援してほしい人が地域で相互に助け合える仕組みづくりを支援しています。平成 26 年度 9 自治会でモデル実施されています。</p>

② 社会資源の活用

今日、現代社会に生活する人々の心の中から「地域に生活している」という意識が薄れつつあると言われますが、地域社会を取り巻く社会情勢や環境の変化は、住民意識や価値観の多様化を招き、住民同士の絆や地域力の低下が懸念されています。このような人間関係の希薄化は、同時に孤独死や悪質商法の横行といった新たな社会問題を生み出しています。

市では、社会福祉協議会や地域団体、ボランティアなどと連携し、住民同士の支え合い活動や見守り活動を促進しながら、市民・事業者等と協働した重層的なネットワークづくりに努めます。

ア まちづくり団体（自治組織）との連携

自治会は地域の中核的な存在として、人と人とのふれあいの中で助け合いの心を育み、明るく住みよい快適なまちづくりを目指しており、地域の福祉コミュニティ活動を進めていく上で非常に重要な役割を担っています。また、小学校区毎に設置されている各公民館では、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、PTA、消防団などで組織されたまちづくり連絡（推進）協議会が活動しており、敬老会の開催や友愛訪問活動、三世代交流事業など様々な地域ふれあい事業を通じて、幅広い地域住民間の交流を図っています。

イ 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は市内に111名配置されており、それぞれ担当する地域で高齢者からの生活上の相談に応じたり、福祉サービスの情報提供や関係機関とのパイプ役として調整を行うなど、幅広く活動しています。また、地域福祉推進委員とも協力して友愛訪問や給食サービスを行っているほか、地域のまちづくり団体とも協力しながら活動を行っており、地域福祉を牽引する極めて重要な存在です。

ウ 老人クラブとの連携

老人クラブは市内に50クラブ（平成26年4月現在）が活動しており、互いに支え合いながら健康づくりや友愛訪問活動、様々な奉仕活動など、日々精力的に活動しています。平成25年度には赤穂市老人クラブ連合会が50周年を迎え、少子高齢化が進む本市において介護予防や生きがいづくりの面からも、その活動の重要性が再認識されつつあります。今後、福祉施策と連携した活動を推進することで、活動の拡大が期待されます。

エ 関西福祉大学との連携

現在も関西福祉大学とは、市福祉部局において地域社会に出向いての実践活動を行っており、「ユニバーサル社会づくり推進事業」など、関西福祉大学の教員や学生との参画・協力を得ながら、積極的に事業を展開しています。

今後も関西福祉大学を地域のシンクタンクと位置づけ、福祉・医療（看護）分野をはじめとする課題の解決に向けて、継続的な官学の連携体制を推進していきます。

オ 地域ボランティアとの連携

地域包括ケアシステムの構築と地域支援事業の充実を図る上で、地域におけるボランティア活動の重要性が大きくクローズアップされています。生活支援サービスの充実と介護予防の担い手となるボランティアは、介護保険などの公的なサービスのいわゆる隙間を埋める役割を果たすものと考えられており、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心にボランティアの発掘・養成・組織化と、ボランティア意識の醸成に努めてまいります。

また、社会福祉協議会内のボランティアセンターを中心に多くのボランティア団体が、参加者の主体性や自発性に基づく創意工夫により、多様な活動に取り組んでおり、お互いが連携を図ることで大きな効果を発揮します。各ボランティア団体の自主的な活動を尊重しながら一層の活動の推進を促すとともに、より多くの人々がボランティア活動に参加できるよう、介護支援ボランティア・ポイント制度の活用を図ります。

③ 老人日常生活用具給付等事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる世帯に対し、日常生活に必要な品物の貸与や給付をし、安全で快適な生活を支援しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動消火器、 電磁調理器等（件）	0	0	1

【今後の方向性】

今後も高齢者の生活環境の向上のため、日常生活に必要な機器について継続して実施していきます。

④ 高齢者住宅改造助成事業

高齢者が住み慣れた住宅で安心してすこやかな生活を送れるよう住宅を改造する場合に、その改造費用の一部を助成しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数（件）	21	33	46
事業費（円）	5,242,420	7,613,000	9,960,000

【今後の方向性】

今後も、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、ケアマネジャー等との連携を密にし、制度の周知・利用啓発を行うとともに住み慣れた居宅で安心して快適にすごせるよう制度の充実を図り、在宅での生活支援に努めていきます。

⑤ ねたきり老人等寝具貸与事業

6か月以上寝たきりで介護が必要な状態にある65歳以上の高齢者または、65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、年1回寝具を貸与し2週間に1回、カバーの交換を行っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数（人）	3	3	4
事業費（円）	156,832	121,956	190,000

【今後の方向性】

今後も必要な高齢者にサービスが行き届くよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、ケアマネジャー等を通じ、制度の周知・利用啓発の充実を図り、高齢者の快適な生活の確保に努めます。

⑥ 在宅老人介護者支援事業

寝たきり・認知症・重度の障がいのある者の介護者が組織する「介護者の会」に補助金を交付することにより様々な援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図っています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費（円）	170,000	170,000	170,000

【今後の方向性】

今後も、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、認知症対策に係る施策等と連携して実施してまいります。

⑦ 生きがいデイサービス事業

介護保険の対象にはならない虚弱な高齢者を対象に、地区別に週1回、健康チェックや入浴サービス、レクリエーションのほか、貯筋体操等を実施しています。

	実績値		見込値
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数（人）	2,275	1,969	2,000
事業費（円）	3,320,726	4,034,786	4,200,000

【今後の方向性】

今後も引き続き、民生委員や地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携を図ることで対象者の把握に努め、利用促進に取り組めます。

高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加の促進を図るとともに、利用者が生きがいのある豊かな高齢期を過ごせるよう取り組んでいきます。

⑧ ホームヘルプサービス事業

介護保険の対象にはならないが、日常生活に支障がある65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯を対象に、赤穂市ホームケアセンターにヘルパー派遣を依頼し、日常生活上の軽易な家事援助を実施する事業です。ヘルパー利用料金の一部を助成します。

	実績値		見込値
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数（人）	142	108	110
事業費（円）	2,802,017	2,554,372	2,500,000

【今後の方向性】

今後も引き続き、日常生活に支障がある高齢者を自立支援に基づいた軽易な援助により支援することで、要介護状態への移行の未然防止に努めます。また、住み慣れた住宅で継続して生活できるよう、生活環境の向上と豊かな高齢期の実現に向けて取り組めます。

⑨ ひとり暮らし老人等火災警報器購入助成事業

この事業は、消防法及び赤穂市火災予防条例による住宅用火災警報器の設置義務化を受け、火災警報器を設置した75歳以上のひとり暮らし若しくは高齢者のみの世帯に対し、その設置費用の一部を補助するものです。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数（件）	13	31	30
事業費（円）	33,800	81,815	78,000

【今後の方向性】

今後も、高齢者の安全を守るため火災警報器の設置を促進し、住宅火災による被害を未然に防止します。



2 生きがいづくりや社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動への支援

老人クラブは、地域の「支え手」として豊かな地域社会づくりに必要不可欠な存在です。

本市の老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」の3つの原則を軸に、高齢者が自らの生活を豊かにする健康づくり、趣味やレクリエーションなどの個人的分野から、地域を豊かにする友愛訪問、清掃奉仕、伝承活動などの社会的な分野まで、多岐にわたって活動しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成クラブ数	56	54	50
会員数（人）	2,874	2,705	2,461
単位老人クラブ活動助成（円）	2,110,080	2,034,720	1,884,000
老人クラブ活動強化推進事業（円）	2,956,800	2,851,200	2,364,000
老人クラブ連合会活動助成（円）	338,818	329,185	315,277

【今後の方向性】

今後は、身近な仲間同士の友愛活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流を深めることで、地域での存在感を強め、若手会員などの新規会員が気軽に加入できる魅力ある老人クラブになるよう支援の充実を図り、活動の促進に努めます。

また、本市の地域包括ケアシステムを担う地域団体のひとつとして、積極的な社会参加を促すとともに、福祉施策とも連携した介護予防の推進を図り、活動の活性化を図ります。

(2) 敬老支援

① 敬老長寿ふれあい事業

75歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福しています。

平成 22 年度より地域の絆を強化し、各地域の特色を活かした敬老行事とするため、敬老会とひとり暮らし老人レクリエーション事業を統合し、敬老長寿ふれあい事業として、まちづくり単位や自治会単位での開催となりました。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数（人）	2,416	2,729	2,821
事業費（円）	8,798,885	9,073,300	9,420,000

【今後の方向性】

地域のつながりが希薄化していると言われる中で、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるためには、地域や住民同士の絆をより強化することが大切です。地域で敬老行事を実施することで、各地域での「高齢者を見守る支えるネットワーク」づくりを推進し、見守り体制を構築するきっかけになるよう取り組んでいきます。

② 敬老祝金

敬老祝い金として、米寿（88歳）を迎えた人に20,000円、白寿（99歳）を迎えた人には30,000円を交付しています。また、市内の男女各最高齢者には50,000円、最高齢夫婦には夫婦併せて50,000円を交付しています。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
米寿（人）	220	194	248
白寿（人）	15	20	14
事業費（円）	5,013,519	4,644,228	5,545,000

【今後の方向性】

今後も、長年にわたり地域社会の発展のために貢献された高齢者に感謝し、長寿を祝福する事業として継続していきます。

また、お祝いする対象者の範囲なども含め、適正な実施方法を検討していきます。

（3）老人福祉センターの利用

老人福祉センターは、高齢者に対して生活・健康等の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上を図る施設です。本市には千寿園と万寿園の2施設があります。

① 老人講座開設事業（千寿園）

千寿園は、高齢者の趣味・知識・教養の向上を目的とした13種類の講座を開催し、レクリエーション等を通して相互交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりや老人福祉の向上に寄与する施設です。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延受講者数（人）	4,414	4,354	4,500
事業費（円）	987,000	990,960	1,021,000

【今後の方向性】

講座のPRに努めるとともに、高齢者相互の交流が活発に行えるよう、継続して実施していきます。

② 万寿園の利用促進助成

万寿園は高齢者の健康増進やレクリエーション等による相互交流の場として提供している施設です。この事業は、万寿園を利用する老人クラブに対し交通費の助成を行い、会員相互の親睦や老人クラブの活動を支援するものです。各単位老人クラブに対しても事業の趣旨を広く周知し、老人福祉センターの利用促進を図ります。

	実績値		見込値
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延助成クラブ数	4	7	7
事業費（円）	104,690	175,580	178,000

【今後の方向性】

引き続き老人クラブの活動拠点として交通費の助成を実施するほか、すべての高齢者に対する健康増進や介護予防、レクリエーションの場として活用が図られるよう、積極的な利用を広報・啓発してまいります。

(4) 高齢者大学への参加

超高齢社会を迎えて、高齢者のみならず市民一人ひとりの生きがいつくりや自己実現の場として、生涯学習の重要性が増大しています。

本市では、各地区に設置された公民館を拠点に、幅広いテーマによる高齢者大学や千種川カレッジが開設されている。高齢者大学等は、高齢社会に即応した教養や知識を身につけながら、余暇を利用したクラブ活動を通じて、仲間づくり、生きがいつくり及び地域活動のリーダー養成に取り組むとともに、理念とする健康で心豊かな生活を送るための取り組みを進めています。

	学生数の推移（人）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
高齢者大学	323	316	266
千種川カレッジ	839	827	842
合計	1,162	1,143	1,108

【今後の方向性】

生涯学習の機会は、単に知識や教養を身につけるためだけの場ではなく、市民一人ひとりの生きがいつくりの場であると言えます。

多様化するニーズに応じた学習が行えるよう、学習機会や活動の場の提供について、一層充実させることが求められます。今後も引き続き、高齢者大学の活動についてのPRや講座の充実を図るとともに、高齢者人口の増加やニーズの多様化に応じた講座の開設を図ります。

また、ボランティア活動を積極的に推進し、学校単位、クラブ単位、有志による「福祉施設への慰問活動」に取り組んだり、「小学生との合同講座」を実施し、地域のまちづくり活動に参加するなど、青少年健全育成と地域のコミュニティづくりにも貢献したいと考えています。

(5) 生涯スポーツの推進

本市では、スポーツ活動を推進する施策として、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「スポーツ先進都市」の実現を目指して取り組んでいます。

スポーツ活動の推進拠点である城南緑地運動施設や市民総合体育館をはじめ、地区体育館や青少年武道館、野外活動センター、さらに新たなスポーツ施設として元禄スポーツセンターや海浜スポーツセンターを整備するなど、各種のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を行っています。

またソフト面でも、赤穂市スポーツ推進計画に基づく生涯スポーツ社会の実現に向けて、「赤穂シティマラソン大会」をはじめ、各地区体育館を拠点に小学校区毎に行われている「スポーツクラブ 21」の取り組みから、太極拳などの有志による自主的な活

動に至るまで、市内の各地で、あらゆる世代の愛好者によるスポーツ活動が盛んに行われています。

こうした中、高齢者の活動として、老人クラブや高齢者大学で開催されている「グラウンドゴルフ大会」や「ゲートボール大会」、老人クラブのヤングシニア部が主催している「ウォークラリー大会」、さらには、ユニバーサルスポーツを実体験し、老人クラブの今後の活動に活かす取り組みなども積極的に行っています。

【今後の方向性】

今後も、スポーツによる健康づくりや体力づくりはもとより、仲間づくりを通して、老後の生活を豊かにするための生きがいづくりにつなげることで、活力ある元気な高齢社会の実現に取り組んでいきます。

(6) シルバー人材センターの充実

赤穂市シルバー人材センターは、定年退職者等の高齢者が、働くことを通して社会に参加し、生きがいの充実を図ることができるよう、就業の機会を確保し、また、高齢者の豊かな知識と経験を活かし、活力ある地域社会づくりに寄与するために昭和62年に設立されています。平成25年度末の会員数は男性528人、女性198人、計726人であり、粗入会率（対60歳以上人口比）は4.1%となっています。

	契約件数（件）	就業延人員（人）	契約金額（円）	比率（％）
技術	1	34	186,276	0.1
技能	1,214	5,098	51,316,067	15.0
事務	96	352	1,108,581	0.3
管理	303	8,883	58,619,239	17.1
折衝外交	79	2,073	6,269,895	1.8
一般作業	3,217	49,555	217,244,262	63.5
サービス	66	1,010	7,509,809	2.2
計	4,976	67,005	342,254,129	100.0

平成25年度実績

【今後の方向性】

シルバー人材センターにおいて、就業機会の確保、就業開拓、事業拡大、適正就業等に取り組み、高齢者の就業を通じた生きがいづくりを推進するとともに、会員による地域社会に貢献するボランティア活動を促進します。

シルバー人材センターの取り組み内容や会員の自主活動等について、会報や、チラシ、イベント等で広くPRするとともに、入会説明会や研修会を開催して、多様な特技や技能、意欲のある高齢者の就業への参加を促します。

第6章 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

1 介護サービスの充実強化

(1) 居宅サービス

① 訪問介護／介護予防訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

在宅サービスの中でも利用の多いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれます。事業所と協力しながら、ホームヘルパーの質の向上に取り組みます。

なお、平成29年度の介護予防給付については、地域支援事業費への移行分も含めて積算しています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	3,142	3,085	3,348	3,660	4,128	4,620
回数（回）	63,431	63,959	75,809	90,314	112,516	140,078

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	1,638	1,570	1,536	1,524	1,512	1,500

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護度が高い方の利用が多いサービスとなっているため、要支援認定者の利用については見込んでいません。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	194	142	156	180	228	276
回数（回）	680	524	508	551	584	602

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	0	0	0	0	0	0
回数（回）	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

今後医療ニーズの高い要介護者の増加が見込まれることから、利用量は増加すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	1,336	1,467	1,692	1,908	2,088	2,268
回数（回）	13,260	15,320	16,924	20,268	24,017	28,397

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	273	327	336	360	408	444
回数（回）	2,517	2,945	2,851	2,918	3,266	3,300

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

要支援認定者の利用は、今後も増加しないものとして見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	148	218	228	240	264	300
回数（回）	1,353	1,737	1,852	2,135	2,770	3,697

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	4	3	0	0	0	0
回数（回）	24	16	0	0	0	0

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

これまでの実績をもとに見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	613	877	960	1,068	1,188	1,332

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	25	14	36	72	120	180

⑥ 通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

現在、市内には13か所（平成26年10月末現在）のデイサービスセンターが整備されています。在宅サービスの中でも利用の多いサービスとなっており、今後も増加すると見込んでいます。

なお、平成28年度から小規模な通所介護事業所は地域密着型通所介護へ移行するものとして見込んでいます。

また、平成29年度の介護予防給付については、地域支援事業費への移行分も含めて積算しています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	6,464	6,649	7,344	8,040	4,788	5,208
回数（回）	65,395	67,963	73,308	82,646	51,300	58,315

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	1,636	2,004	2,568	3,132	3,726	4,297

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

現在、市内には2か所の介護老人保健施設でサービスが提供されています。利用者数は微増するものと見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	1,677	1,767	1,788	1,836	1,884	1,980
回数（回）	13,041	13,840	13,565	13,978	14,221	14,671

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	267	287	300	324	420	528

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

計画期間中の新たな施設整備予定がないことから、利用者数の伸びは少ないものと見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	1,488	1,625	2,004	2,088	2,184	2,280
日数（日）	15,805	17,059	21,380	21,874	22,194	22,578

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	24	35	12	24	24	24
日数（日）	130	168	54	74	68	64

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を行うサービスです。

これまでの実績は減少傾向にありますが、市内施設の改修があり、利用者は増えるものと見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	589	494	444	468	492	540
日数（日）	4,378	3,290	3,301	3,296	3,444	3,625

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	7	1	12	24	48	60
日数（日）	28	2	12	26	43	61

⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者又は要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

市内には、ケアハウスが2か所ありますが、このサービスを提供する施設はなく、利用者はすべて市外でのサービス利用となっています。

平成29年度に有料老人ホーム等30床の指定を見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	221	226	192	204	216	504

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	40	36	12	36	36	144

⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

サービスの利用率は高く、要介護度に関わらず広く利用されているサービスです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	5,521	5,889	6,444	6,936	7,548	8,112

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	637	767	948	1,140	1,380	1,620

⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。

サービスの利用率は高く、要介護度に関わらず広く利用されているサービスです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	144	192	192	192	204	228

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	84	48	60	48	48	48

⑬ 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。

住宅改修のニーズが高く、今後増加する見込みです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	120	132	144	144	156	168

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	60	84	72	60	60	72

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようなサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

認定者の増加に伴い増加する見込みです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	10,483	10,842	11,952	13,068	14,472	15,756

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	3,502	3,744	4,128	4,488	4,908	5,292

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設され、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として本市の住民のみとなります。

① 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現在、市内で1か所の事業所がこのサービスを提供しています。

これまでの実績からサービス利用量を見込んでおり、利用者は増加傾向にあります。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人)	301	267	300	324	396	420
回数(回)	2,874	2,604	3,320	3,455	3,496	3,527

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人)	0	0	12	12	24	24
回数(回)	0	0	96	112	149	200

② 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

現在、市内で2か所の事業所がこのサービスを提供しています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人)	525	491	564	660	648	648

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人)	22	17	12	12	12	12

③ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現在、市内で2か所の事業所がこのサービスを提供しています。

認知症高齢者が増加している中、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を検討していきます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	437	430	444	432	432	432

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	0	0	0	0	0	0

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う定員29人以下の特別養護老人ホームが地域密着型介護老人福祉施設です。

現在、市内で1か所の事業所がこのサービスを提供しています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	70	249	276	240	240	240

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

本市においては、現在のところ、利用者のニーズや参入事業者が見込まれないと考えておりますが、今後のニーズの変化も見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供する「看護小規模多機能型居宅介護」など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

本市においては、既存の事業所での対応がある程度可能であると考えておりますが、今後のニーズの変化も見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

⑦ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護については、介護保険法の改正により平成 28 年 4 月から定員 19 名未満の事業所が地域密着型サービスに移行することから、平成 28 年度からのサービス量を見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人）	—	—	—	—	4,080	4,440
回数（回）	—	—	—	—	43,699	49,676

(3) 施設サービス

施設に入所して受けるサービスで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設があります。

今後とも、在宅サービスと施設等サービスのバランスのとれた介護基盤の整備に努めていきます。

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

新規入所者は、原則として要介護3以上になります。

現在、市内で5か所の事業所があり、利用者は横ばいの見込みです。

【年間】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	3,164	3,511	3,636	3,660	3,660	3,660

② 介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

現在、市内で2か所の事業所がこのサービスを提供しています。利用は横ばいを見込んでいます。

【年間】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	1,797	1,688	1,764	1,740	1,740	1,740

③ 介護療養型医療施設

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

現在、市内には該当する事業所はありませんが、市外施設を利用する人の利用を見込んでいます。

【年間】	実績値		見込値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人）	63	41	24	24	24	24

2 介護保険事業の適正な運営

(1) 介護給付サービスの給付費総額

① 在宅サービス

(単位：千円)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護	241,880	296,860	365,573	485,192	637,210
訪問入浴介護	6,567	6,903	7,141	7,394	9,756
訪問看護	88,843	102,085	117,717	164,571	224,898
訪問リハビリテーション	5,147	6,609	8,779	15,493	25,842
通所介護	651,574	404,689	461,967	624,145	771,803
通所リハビリテーション	121,683	122,572	125,375	132,901	146,850
居宅療養管理指導	7,505	8,386	9,330	10,523	11,244
短期入所生活介護	179,219	180,016	182,221	191,968	196,553
短期入所療養介護	34,650	35,387	36,709	37,766	43,662
福祉用具貸与	97,818	103,066	107,821	114,947	123,012
特定施設入居者生活介護	38,245	40,494	92,415	93,709	93,709
住宅改修	20,307	20,313	20,466	19,795	20,511
特定福祉用具販売	6,888	6,532	6,457	10,569	11,265
居宅介護支援	167,921	186,414	203,777	245,904	265,481
計	1,668,247	1,520,326	1,745,748	2,154,877	2,581,796

② 地域密着型サービス

(単位：千円)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認知症対応型通所介護	34,508	34,667	35,100	36,286	36,369
認知症対応型共同生活介護	104,694	104,977	104,517	106,280	106,579
小規模多機能型居宅介護	110,878	107,731	106,595	164,113	165,811
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	51,063	51,095	50,625	103,100	103,100
地域密着型通所介護	—	344,735	393,527	531,679	657,462
計	301,143	643,205	690,364	941,458	1,069,321

③ 施設サービス

(単位：千円)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
指定介護老人福祉施設	883,167	882,508	884,273	995,300	1,058,123
介護老人保健施設	472,093	471,181	468,123	516,625	553,370
指定介護療養型医療施設	8,014	7,998	7,998	8,110	8,110
計	1,363,274	1,361,687	1,360,394	1,520,035	1,619,603

(2) 介護予防給付サービスの給付費総額

① 介護予防在宅サービス

(単位：千円)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問介護	27,056	27,045	27,012	—	—
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,548	10,585	10,698	8,333	7,061
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	97,044	114,383	131,326	—	—
介護予防通所リハビリテーション	15,254	19,674	24,356	29,655	31,893
介護予防居宅療養管理指導	667	1,080	1,537	1,840	1,978
介護予防短期入所生活介護	645	596	548	411	166
介護予防短期入所療養介護	217	354	507	615	662
介護予防福祉用具貸与	7,766	9,609	11,539	13,655	14,698
介護予防特定施設入居者生活介護	609	608	3,041	3,083	3,083
介護予防住宅改修	8,479	8,757	10,732	12,789	13,732
特定介護予防福祉用具販売	1,395	1,371	1,342	1,562	1,682
介護予防支援	18,952	20,667	22,273	26,638	29,073
計	187,632	214,729	244,911	98,581	104,028

② 介護予防地域密着型サービス

(単位：千円)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型 通所介護	988	1,313	1,761	2,652	2,188
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,031	1,029	1,029	2,094	2,094
計	2,019	2,342	2,790	4,746	4,282

(3) 地域支援事業費

① 地域支援事業

(単位：千円)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防事業	8,830	9,536	—	—	—
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	—	—	※ 18,397	187,249	197,753
包括的支援事業	46,444	63,976	71,628	75,000	75,000
任意事業	21,715	23,623	24,549	25,000	25,000
計	76,989	97,135	114,574	287,249	297,753

※ 平成 29 年度以降の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に、介護予防事業からの移行分を含む。

(4) その他サービスの給付費

① その他のサービス費

(単位：千円)

サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定入所者介護サービス費	167,339	166,489	172,691	199,912	255,143

② 高額介護サービス費

(単位：千円)

サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
高額介護サービス費	66,985	70,335	73,852	85,492	109,111
高額医療合算介護サービス費	9,963	10,461	10,984	12,716	16,229
計	76,948	80,796	84,836	98,208	125,340

③ その他

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
審査支払手数料	2,750	2,805	2,860	3,025	3,300



(5) 介護保険の財源構成

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の22%を負担することになります。

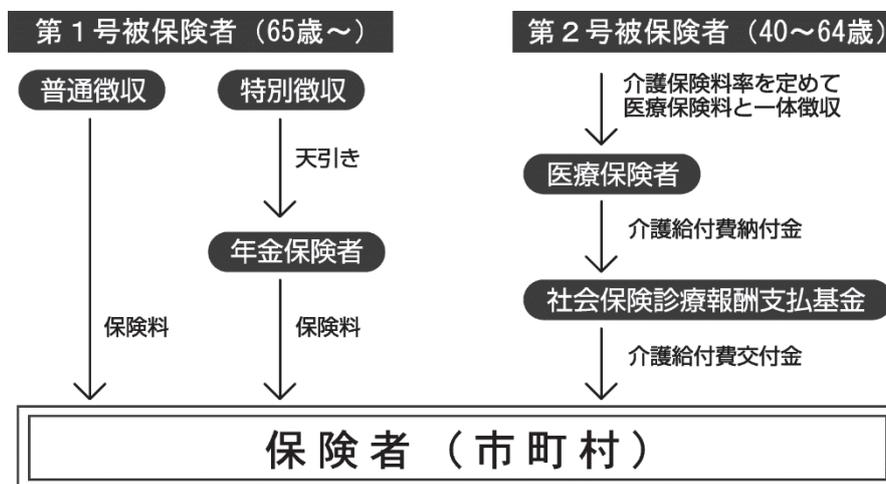
ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

【介護保険の財源構成】

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	25.0%	39.0%
国調整交付金	5.0%	5.0%		
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.5%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.5%
第1号被保険者	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%
第2号被保険者	28.0%	28.0%	28.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するために、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがある。



(6) 保険料基準額の算出式

平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第 1 号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

【保険料基準額の算定】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
標準給付費見込額 (①)	3,753,884,965 円	3,967,102,809 円	4,276,360,351 円	11,997,348,125 円
地域支援事業費 (②)	76,989,000 円	97,135,000 円	114,574,000 円	288,698,000 円
第 1 号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((① + ②) × 22%) + (① × 5%))	1,030,486,520 円	1,092,487,458 円	1,180,743,425 円	3,303,717,404 円
調整交付金見込額 (④ = ① × 各年度交付割合)	173,896,000 円	198,355,000 円	215,167,000 円	587,418,000 円
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑤ = (① + ②) × %)	/			/
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)	/			25,000,000 円
第 6 期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)	/			2,691,299,404 円
予定保険料収納率 (⑧)	98.50%			/
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑨)	14,635 人	14,902 人	15,091 人	44,628 人
年額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)	/			61,224 円
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)	/			5,102 円

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

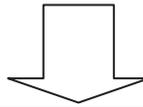
【参考】

	平成 32 年度	平成 37 年度
月額保険料基準額	6,757 円	8,230 円

(7) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

第5期計画期間の区分(実質9段階)			保険料率
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		×0.50
第2段階	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	×0.50
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	×0.75
特例 第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	×0.85
第4段階 (基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	×1.00
第5段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.15
第6段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	×1.25
第7段階		合計所得金額が190万円以上200万円未満	×1.35
第8段階		合計所得金額が200万円以上	×1.50



第6期計画期間の区分(11段階)			保険料率		
			平成 27/28 年度	平成 29 年度	
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		×0.45	×0.30	
	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下			
第2段階		公的年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下		×0.75	×0.50
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が120万円を超える		×0.75	×0.70
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下		×0.85	×0.85
第5段階 (基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える		×1.00	×1.00
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満		×1.20	×1.20
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満		×1.30	×1.30
第8段階		合計所得金額が190万円以上200万円未満		×1.40	×1.40
第9段階		合計所得金額が200万円以上290万円未満		×1.50	×1.50
第10段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満		×1.60	×1.60
第11段階		合計所得金額が400万円以上		×1.70	×1.70

(8) 所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込み

	所得段階別加入者数			3か年 合計	基準額に 対する割合	補正後 被保険者数
	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
第1段階	2,243人	2,284人	2,313人	6,840人	0.50	3,420人
第2段階	1,006人	1,025人	1,038人	3,069人	0.75	2,302人
第3段階	893人	909人	921人	2,723人	0.75	2,042人
第4段階	2,227人	2,267人	2,296人	6,790人	0.85	5,772人
第5段階	2,182人	2,221人	2,250人	6,653人	1.00	6,653人
第6段階	2,417人	2,461人	2,492人	7,370人	1.20	8,844人
第7段階	1,870人	1,904人	1,928人	5,702人	1.30	7,413人
第8段階	150人	154人	156人	460人	1.40	644人
第9段階	837人	852人	863人	2,552人	1.50	3,828人
第10段階	370人	376人	381人	1,127人	1.60	1,803人
第11段階	368人	375人	379人	1,122人	1.70	1,907人
計	14,563人	14,828人	15,017人			44,628人



(9) 所得段階別第1号被保険者の保険料

第6期計画期間(平成27~29年度)における各所得段階別の年額の保険料は、次のようになります。

第6期計画期間の区分(11段階)		保険料(年額)	
		平成27/28年度	平成29年度
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 公的年金収入+合計所得金額が80万円以下	27,540円	18,360円
第2段階	本人を含め世帯全員が 公的年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	45,900円	30,600円
第3段階	市民税非課税 公的年金収入+合計所得金額が120万円を超える	45,900円	42,840円
第4段階	本人が市民税非課税で、 公的年金収入+合計所得金額が80万円以下	52,020円	52,020円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税者がいる 公的年金収入+合計所得金額が80万円を超える	61,200円	61,200円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	73,440円
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	79,560円
第8段階		合計所得金額が190万円以上200万円未満	85,680円
第9段階		合計所得金額が200万円以上290万円未満	91,800円
第10段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	97,920円
第11段階		合計所得金額が400万円以上	104,040円

(10) 介護サービスの質の確保・向上

① 利用者の苦情・相談への対応

住民にとって最も身近な存在である市の窓口で苦情を受け止め、利用者が気軽に苦情が言える体制を整え、苦情の深刻化、蔓延化を防ぐとともに、介護ニーズの分析や苦情の吸い上げを行うように努めていきます。また、利用者と事業者間の調整などの充実も引き続き行っていきます。

② 赤穂市介護支援専門員連絡協議会との連携

介護支援専門員相互の連携を図るため平成20年4月に赤穂市介護支援専門員連絡協議会が設立されました。研修会や情報交換などを通じて、介護支援専門員の質の向上を図るとともに、保健・福祉・医療等との連携強化により、公平・中立なケアマネジメントの確保を図っています。

今後は、制度や施策に関する情報提供をはじめ、研修会などへの可能な支援を行うなど、介護支援専門員連絡協議会との連携の充実を図っていきます。

③ 赤穂市老人福祉施設協議会との連携

市内の老人福祉施設が相互に連携を保ち、老人福祉事業の振興を図るために設置された赤穂市老人福祉施設協議会は、入所者の待遇向上・施設間の交流・職員の資質向上等を推進しています。

今後とも、老人福祉施設間の連携及び交流を密にし、介護サービスの向上を図っていきます。

また、制度や施策に関する情報提供など、他の福祉サービスとの連携も強化することで、介護サービスのさらなる質の向上を図ります。

④ 介護給付費適正化事業の推進

持続可能な介護保険制度を構築することを目的として、介護給付の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減され、介護保険制度の信用を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することに取り組む必要があります。

ア 要介護認定の適正化

遠隔地を除くすべての認定調査を市の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保しています。今後も調査員研修の開催等により調査員の質の向上を図っていきます。

イ ケアプランチェックの推進

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施したうえで、ケアプランが作成されているかの点検を行い、不適切なプランについて指導を行うことで、

サービスの質の向上を図ります。

ウ 住宅改修・福祉用具貸与等の点検

改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものであるかどうかについてきめ細かく確認を行い、その必要性に疑問があるような場合はケアマネジャーや業者に確認を行っています。今後も継続してサービスの適正化を図っていきます。

エ 医療情報との突合・縦覧点検

兵庫県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報をもとに、介護保険事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

現在は実施していませんが、今後、さらなる適正化を図るため兵庫県国民健康保険団体連合会から提供される帳票をもとに事業所等への確認を実施していきます。

オ 介護給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知します、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげていきます。

現在、介護給付費通知を年3回実施しており、今後も継続して実施していきます。

⑤ サービスの質の向上

「介護サービス情報の公表」制度の普及促進を図り、利用者のサービス選択を支援するとともに、事業者の質の向上を図ります。

また、事業者自身による自主的な取り組みとなりますが、サービスの第三者評価は「介護サービスの公表」と同様に、利用者がサービスを選択する際の判断材料の一つとなることから、今後の制度の普及促進を図ることからも、事業者への第三者評価の導入を促進していきます。

⑥ 介護相談員

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じたり、サービスに対する不満や要望等の聞き取りなどを行っています。

この事業により、通常では伝わりにくい利用者の要望等を事業者に伝えることができ、また、介護の現場に外部の目が入ることによる介護サービスの質的向上が期待されます。

今後も引き続き施設等への派遣を行うとともに、介護相談員の研修の機会を設け、相談技術や介護保険に関する知識の向上を図り、サービス利用者がより

相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。

⑦ 情報公表

市を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源を把握することができるよう、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表します。

⑧ 事業所への実地指導

「赤穂市指定地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱」に基づき、地域密着型サービス事業者については、定期的に実地指導を行うとともに、迅速かつきめ細やかな指導を実施し、指導基準の遵守やサービスの質の改善・向上を図っていきます。



資料編

○赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療に関係する機関等に属する者
- (3) 福祉に関係する各種機関等を代表する者
- (4) 被保険者の属する各種団体を代表する者
- (5) 被保険者のうち市民公募による者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成27年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、所掌事務に関する連絡調整を図るため、別に庁内検討委員会を設置することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部医療介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(順不同)

区分	氏名	団体名	職名等	備考
学識 経験者	平松 正臣	関西福祉大学社会福祉学部	教授	委員長
	一瀬 貴子	関西福祉大学社会福祉学部	准教授	
保健医療 関係者	和田 修明	龍野健康福祉事務所	所長補佐兼 監査指導課長	
	黒田 和司	赤穂市医師会	会長	副委員長
	赤井 高之	相生・赤穂市郡歯科医師会	副会長・赤穂 支部長	
	金戸 伸裕	赤相薬剤師会	理事	
福祉 関係者	小寺 康雄	赤穂市社会福祉協議会	常務理事	
	水野 亮	赤穂市民生委員・児童委員協議会	会長	
	西川 久夫	赤穂市老人福祉施設協議会	会長	
	坂本 由規子	赤穂市介護支援専門員連絡協議会	副会長	
被保険者 代表	三宅 健	赤穂市自治会連合会	副会長	
	有吉 一美	赤穂市老人クラブ連合会	会長	
	中村 文代	赤穂市消費者協会	会長	
	伊東 康子	赤穂市介護相談員		
	栗田 典伸		公募選出	
	睦谷 美恵子		公募選出	
	杉田 明子		公募選出	

17名 (男11名 女6名)

○赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会協議経過

開催回	開催日時	会場	主な協議事項
第1回	平成26年6月27日(金) 午後1時30分～	市役所6階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期計画の策定について ・日常生活圏域ニーズ調査について ・介護保険事業の実施状況について ・高齢者保健福祉サービスについて
第2回	平成26年9月9日(火) 午後1時30分～	市役所2階 204会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・高齢者保健福祉サービスの現状と課題について ・介護保険事業の状況と事業量推計について
第3回	平成26年10月24日(金) 午後1時30分～	市役所6階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (総論・素案)について ・地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項について
第4回	平成26年11月28日(金) 午後1時30分～	市役所2階 204会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (素案)について
第5回	平成27年1月28日(水) 午後1時30分～	市役所6階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (素案)について ・介護保険料の試算について
第6回	平成27年2月6日(金) 午後1時30分～	市役所6階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (案)について

用語説明

① 被保険者と受給資格

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、サービス利用が特定の疾病による場合に限定される。

② 要介護認定

■要介護者

介護が必要な状態にある65歳以上の人及び介護が必要な状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がい加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

■要介護状態

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当すること。

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

■要支援者

要支援状態にある65歳以上の人、及び要支援状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がい政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

③ 介護支援サービス

■地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関のこと。

■ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容などを定めた計画のこと。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者。

■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■アセスメント

ケアマネジャー等が利用者を訪問し、どのような介護サービス等が必要か事前調査を行うこと。

④ 保険給付

【在宅介護サービス】

■訪問介護、介護予防訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行うサービス。

■訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

■訪問看護、介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

■訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、言語訓練、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

■居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、看護職員、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行うサービス。

■通所介護、介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通り、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行うサービス。

■通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通り、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

■福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与するサービス。

■特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給するサービス。

■短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行うサービス。

■短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うサービス。

■特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行うサービス。

■住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必

要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給するサービス。

【施設介護サービス】

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

■介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。

■介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供する施設。

【地域密着型サービス】

■認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等であって、認知症である方について、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行うサービス。

■小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等について、小規模な住居型の施設で通いを中心としながら訪問、短期の宿泊などを組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行うサービス。

■認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者等について共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行うサービス。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う定員 29 人以下の特別養護老人ホームのこと。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 24 年 4 月より新たに創設されたサービスで、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

■看護小規模多機能型居宅課介護（複合型サービス）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせの「看護小規模多機能型居宅課介護」など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス。

⑤ その他

■インフォーマルなサービス

近隣や地域社会、民間やボランティア等が行う非公式な援助活動のこと。フォーマルサービス（公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス）の対語。

■介護相談員

介護保険サービスの質的向上を目的として、選任された相談員が介護保険のサービス利用者や家族からサービスに対する悩み・苦情・疑問などの相談を受け、サービス提供事業者へ伝えることで悩み等の解消を図る。

■基本チェックリスト

介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全 25 項目について「はい」「いいえ」で記入する質問表。

■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

■緊急通報システム

日常生活を営むうえで常時注意が必要な慢性疾患を有するひとり暮らし高齢者世帯等に緊急通報機器を設置し、急病の際に消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援される仕組み。

■高額介護サービス費

所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険から支給する制度。

■サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成 23 年 10 月施行）により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

■生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う者。

■地域支援事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。

■特定健診・特定保健指導

平成 20 年から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行う。

■二次予防事業対象者

「生活機能が低下している要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者」のこと。

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区程度を基本としている。

■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための取り組み。「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を改正し、できる限り早い段階からの支援、やさしい地域づくりの推進などが盛り込まれている。

■認知症高齢者

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは異なる。

■認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

■認知症地域支援推進員

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人およびその家族を支援するため相談業務等を行う者。

■地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のこと。

■作業療法士

身体又は精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■理学療法士

身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に

応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。また、民生委員は、児童福祉法に基づき、児童委員を兼務。

■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の人を対象にした入所施設。

■GPS

GPS (Global Positioning System : 全地球測位システム) は、人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。

■NPO

NPO (Non-Profit Organization) は民間の非営利組織のことで、ボランティア活動などを行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協なども含まれる。

■コミュニティ

共同体、共同生活体のことだが、地域社会そのものを指すこともある。

■ネットワーク

ある単位と単位をつなぐ網状組織。特に情報の交換などを行うグループ。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて 人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行なうこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

■ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障がい者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員とも言う。

■メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

腹囲が男性で 85cm、女性で 90cm 以上の人のうち、①脂質異常（中性脂肪値 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール値 40mg/dL 未満） ②血圧高値（最高血圧 130mmHg 以上、または最低

血圧 85mmHg 以上) ③高血糖 (空腹時血糖値 110mg/dL 以上) の 3 項目のうち 2 つ以上を有する状態。

■リハビリテーション

障がい者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

発行：平成27年3月

編集：赤穂市 健康福祉部

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地

(TEL) 0791-43-3201 (代表)

(FAX) 0791-43-6892

(URL) <http://www.city.ako.lg.jp/>

